

京都の文化財

第二十四集

京都府教育委員会

序文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持つています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の債務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための基礎として有効に活用することが、これから生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第二十四回目の指定、登録、決定を行い、平成十八年三月十七日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定は十四件で、これまでの合計は六八七件となりました。このうち、国的重要文化財等に指定されたため、現在の指定、登録、決定等の実数は六四三件となっています。

この『京都の文化財』第二十四集は、今回指定、登録、決定を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいたただいたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十九年三月

京都府教育委員会

教育長 田原 博明

凡例

一、本図録には、第二十四回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収めている。

二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数 (指定・登録の別)

所在地の住所

所有者

法量(単位はセンチメートル)・構造形式等

時代

解説

四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。



目次

凡例文

古文書

足利高氏願文

附 足利尊氏御判御教書 龜岡市（八幡宮）……

考古資料

人面付壺形土器

顔面部片

京都府……

有形文化財

建造物

天満神社本殿

春日神社

本殿

棟札

生身天満宮

本殿

棟札

春日神社本殿

拝殿

秋葉社

朱智神社

棟札

与謝野町……

南丹市……

南丹市……

加茂町……

南丹市……

南丹市……

京田辺市……

京田辺市……

無形文化財

染織（紬織）

村上良子

染織（友禪）

羽田登

京都市……

京都市……

京都市……

京都市……

史跡名勝天然記念物

史跡

田辺天神山遺跡

京田辺市……

平安京右京一条三坊九町遺跡

京都市……

文化財環境保全地区

天満神社文化財環境保全地区

与謝野町……

京都市（尊勝院）……

京田辺市……

京都市（聖護院）……

京都市……

彫刻

木造毘沙門天立像

京都市（尊勝院）……

18

工芸品

大徳寺伝法衣類

京都市（大徳寺）……

15

附 法衣箪笥法衣箱

京都市（大徳寺）……

12

美術工芸品

絵画

覚禅鈔

絹本着色熊野垂迹曼荼羅図

京都市（勧修寺）……

11

文化財紹介シリーズ⑦「美術工芸品」

9

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及選定保存技術件数一覧

5

文化財紹介シリーズ⑦「美術工芸品」

3

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

1

48

47

39

37

35

33

31

29

27

24

建 造 物

天
満
神
社

与謝郡与謝野町字加悦天神山

宗教法人 天満神社

一棟 (指定)

本殿 (二棟) 一間社流造 正面据唐破風付 銅板葺

附棟札 (五枚)

享保十八年癸丑歲十月吉辰の記があるもの

享保十八年癸丑歲十月吉辰の記があるもの

享保十八年癸丑歲十二月吉祥日の記があるもの

弘化三丙午六月廿五日の記があるもの

嘉永五年歲子正月吉日の記があるもの

脇障子 (二枚)

幅 七六一ミリメートル

高さ 一三四八ミリメートル

厚み 五五ミリメートルのもの

幅 七五四ミリメートル

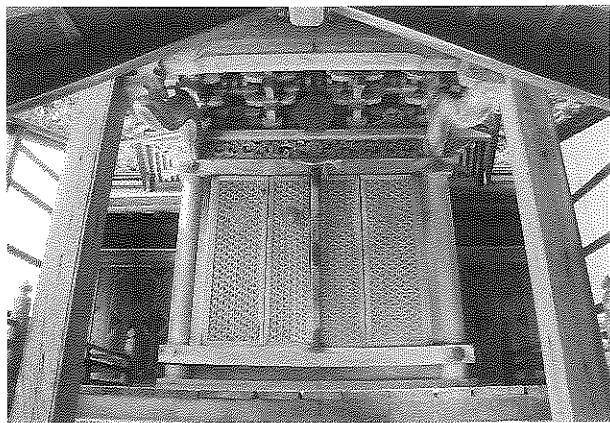
高さ 一三四六ミリメートル

厚み 五五ミリメートルのもの

建立年代 享保十八年 (一七三三)

天満神社は、天橋立の内海、阿蘇海に注ぎこむ野田川流域一帯を占める与謝野町に属し、小高い丘陵、天神山上に北面して鎮座している。菅原道真を祀り、背部とその両側に取り付いた附属屋に大己貴神おおなむちのかみと少彦名神すくなひこなのかみを合祀する。

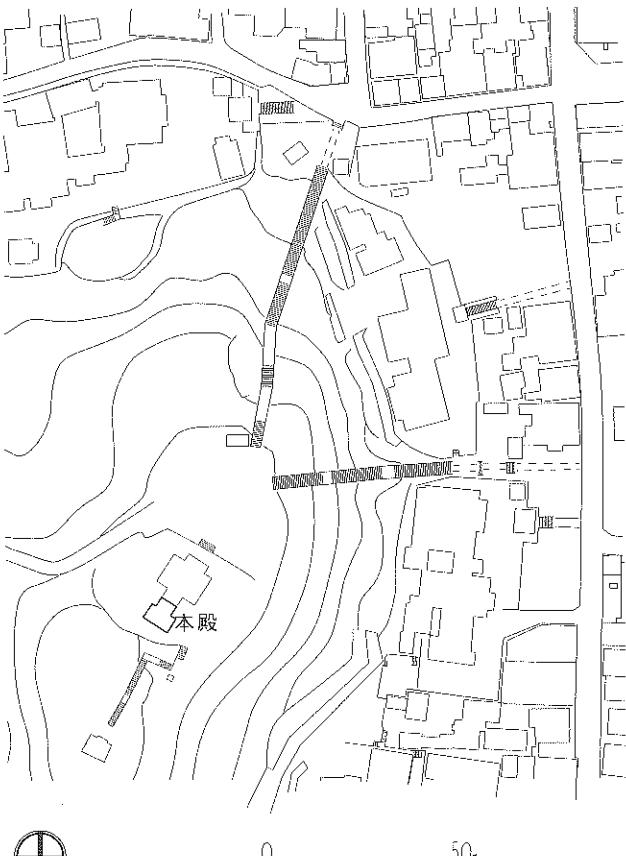
当社の創立は、郷土史家永浜宇平によつて著された『加悦町誌』(昭和六年(一九三一))によると平安期にまで遡る。丹波道主命の子孫と伝わり、菅原道



本殿正面



本殿全景



天満神社位置図

真に伺候した倉彦が、京丹後市峰山町二箇の地に道真の形見を安鎮したことがその由緒で、二度の遷座を経た後に、永禄年間（一五五八～七〇）、有吉立言が、天神山へ遷御したという。昭和二年（一九二七）までは、天神山東側参道の正面に東面していたが、北丹後地震の被害により現在の位置に移築された。

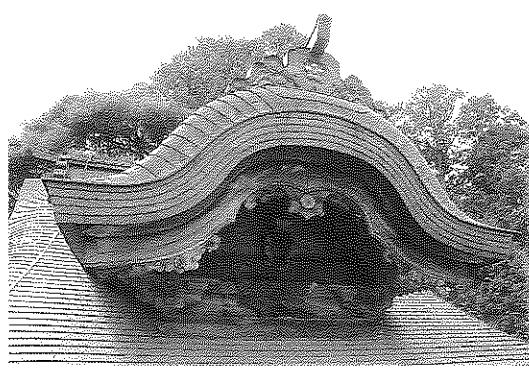
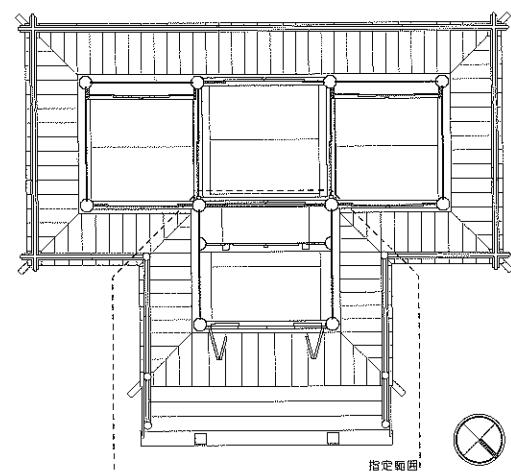
なお、創社については、元禄年間（一六八八～一七〇四）に由緒を記す古記録が焼失しており、真偽については不明である。

建立年代は、棟札より享保十八年（一七三三）と考えられ、『丹後国与謝郡加悦町差出』（明和四年（一七六七））に、本殿は八尺四方とあり、現在の規模と一致し建立年代を裏付ける。また、細部意匠も時代の特性をよく示している。

普請に関わった大工は、享保十八年の棟札から大工「富田河内盛庸」以下四名であつたことがうかがえる。富田河内盛庸は、一七世紀以降、与謝・丹後地域で活躍した「富田」姓を持つ大工の一人で、宮津市宮町の日吉神社本殿（府指定有形文化財）や舞鶴市松尾寺本堂（府指定有形文化財）等を手掛けたことが知られている。

本殿は、一間社流造、銅板葺で正面屋根流れに据唐破風を置く。平面は、身舎背部に三間幅の附属屋が取付くため凸型をしているが、一間社の本殿部分のみを指定とする。身舎内部は、内陣・外陣の二室に分けて、切目縁を身舎と附属屋の周囲に廻らす。正面の木階は、側面の縁を含む幅員を持ち、身舎側面の縁高欄は、正面側に折れることなく直線的に登高欄に繋がっている。さらに、附属屋の取り付いている身舎後列柱筋には脇障子の痕跡が認められる。その脇障子は、現在は取り外され拝殿に掲げられており、中国故事「許由と巢父」や「梅に瑞鳥」を題材とした巧みな陽刻を見ることができる。

身舎は、亀腹土台の上に丸柱を建て、切目長押、腰長押、内法長押、頭貫で固める。正側面内法長押上の欄間には、「菊と唐草」等の透彫が施されている。丸柱上に台輪を廻し、二手先組物の詰組を置く。縁下柱は八角造りのままである。向拝は、几帳面を取つた方柱を一本立て、頂部に象鼻の付いた虹梁形頭貫を嵌める。柱と象鼻上には皿斗のついた連二斗を組む。身舎と向拝は海老虹梁で繋ぎ、向拝組物上に菊唐草の丸彫を施した手挾を飾つている。軒は、正面を打越垂木付



改造は、幾つか見られるが、痕跡や棟札等から、当初の形態を推測することができ。最も大きな改造である附属屋の増築は、嘉永五年（一八五二）の棟札にある「新造蠶犬鏡殿」という記述のうち、「大虫」「小虫」が附属屋の二祭神を指すことから、この時に行われたものと推定できる。また、明治三十四年（一九〇一）には、本殿檜皮屋根の葺き替えを行つた記録があり、当初は檜皮葺であったこともうかがえる。銅板葺きになつたのは、昭和五十七年であることも判明した。これらから、天満神社本殿は、独立した一間社流造、檜皮葺であつ



本殿向拝柱上部の詳細

たことがわかる。局所的な改変を除けば、全体として保存状態はよく、当初の形式をそのまま受け継いでいると考えられ、取り外された脇障子が残ることで、当初の形に復原することも可能である。

天満神社本殿は、櫻普請の建物に、大工の技量をうかがわせる見事な彫刻が随所にみられ、構造的には妻壁を二手先組物で迫り出す技法等が用いられるなど、京都府北部における近世中期・後期の社寺建築の特色を顕著に示す。

棟札からは、当社が、宮津を中心に丹後や舞鶴などで広範囲に活動した富田河内盛庸の手になることがわかり、現在のところ当社本殿は富田河内の名が見える最後の例でもある。これは彼の活動領域や、十七世紀以降、与謝・丹後地域で活躍した「富田」姓の大工の系譜を辿る上で貴重である。さらに、流造の屋根正面に向唐破風を据える形式や直線的に登高欄に繋がる縁高欄は、全国的に珍しく、他に例を見ない。これらは当社に特有であるという点で特に注目でき、神社本殿の意匠形成の背景を探る上で非常に興味深い。

(岡本公秀)

天満神社本殿は、櫻普請の建物に、大工の技量をうかがわせる見事な彫刻が随所にみられ、構造的には妻壁を二手先組物で迫り出す技法等が用いられるなど、京都府北部における近世中期・後期の社寺建築の特色を顕著に示す。

棟札からは、当社が、宮津を中心とした丹後や舞鶴などで広範囲に活動した富田河内盛庸の手になることがわかる。現在のところ当社本殿は富田河内の名が見える最後の例でもある。これは彼の活動領域や、十七世紀以降、与謝・丹後地域で活躍した「富田」姓の大工の系譜を辿る上で貴重である。さらに、流造の屋根正面に向唐破風を据える形式や直線的に登高欄に繋がる縁高欄は、全国的に珍しく、他に例を見ない。これらは当社に特有であるという点で特に注目でき、神社本殿の意匠形成の背景を探る上で非常に興味深い。

春日神社

一棟(指定)

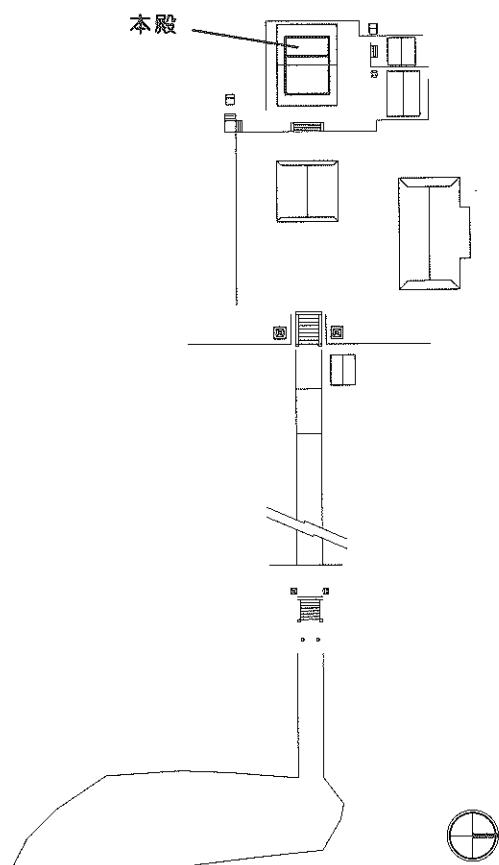
南丹市八木町八木嶋朝倉

宗教法人 春日神社

本 殿 (一棟) 一間社流造、こけら葺
建立年代 十七世紀中頃

春日神社は、南丹市八木町八木嶋の森深い境内に位置し、天之兒屋根命を祭神とする。詳細な記録は無いものの『八木町神社誌』によると、現在の社地は往古から朝倉大明神の社域であり、元龜二年(一五七一)に春日神社が勧請、合祀された。その後、朝倉大明神は、近辺に建立された久昌寺に守護神として遷座され、元の神域は春日神社の鎮座地として現在に及ぶという。久昌寺は現在も同町内に存在し上記の記述を裏付けている。

建立年代は、資料を欠くため明らかではないが、架構方法、絵様により十七



春日神社配置図

世紀中頃と考えられる。

本殿は、東面して建つ一間社流造のこけら葺である。平面は、身舎を外陣と内陣に分け、内外陣境壁中央には丸柱を建て、二組の開き戸を並べて設ける。このため、内陣は二室に分かれていると考えられるが、確認はできていない。身舎の正面・側面三方に切目縁を廻らし、正面に七級の木階を設け、向拝部分に浜縁を付ける。縁は跳高欄、木階は擬宝珠高欄とし、身舎背面両側には脇障子が取り付く。

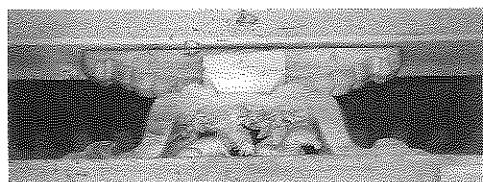
身舎は、亀腹上の自然石に丸柱を建て、地貫、切目長押、半長押、腰長押、内法長押、頭貫で固め、身舎四周の頭貫上には幕股が各一個載る。内外陣境の中央丸柱は礎石上に建っている。向拝は角柱一本を建て、頂部に象鼻付き虹梁形頭貫、中備として幕股が据えられている。身舎頭貫と向拝桁を海老虹梁で繋いでいる。軒は、打越垂木付二軒で、繁垂木としている。

妻は、丸柱上の平三斗・実肘木で虹梁を受け、首叉・大斗肘木で棟木を受ける。懸魚は鎧懸魚、向拝檼は猪目懸魚とする。

全体的に簡素な造りであるものの、目の細かい上質の檜材を用いており、繊細な透彫りの「昇り龍」と「降り龍」が両側面の脇障子に施され、また、「紅葉に鹿」「菊桐紋」をモチーフとした彫刻が幕股を飾るなど、簡素ながら洗練されている。



本殿正面

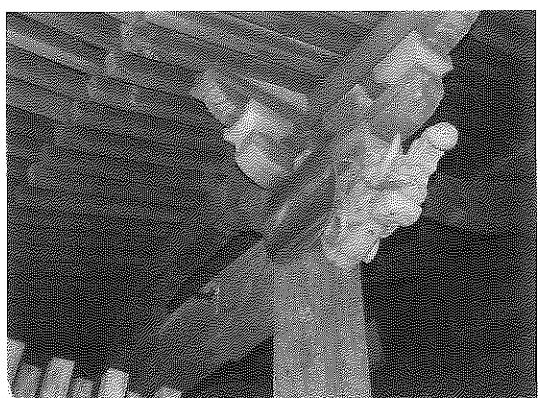


本殿向拝幕股

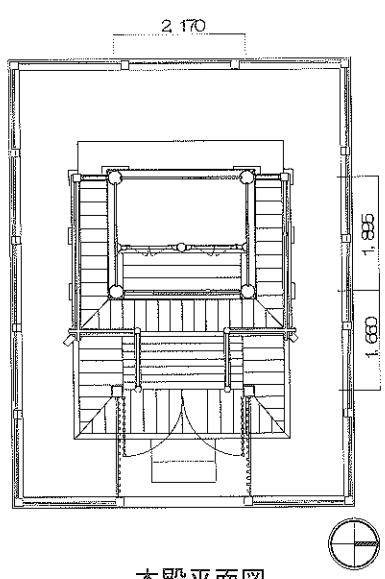
た建物である。

春日神社本殿は、妻面が張り出さない架構を持つ流造社殿としては、編年的な下限を示すと考えられる。それは、当本殿のあとになる江戸時代中期以降の丹波地域社殿の妻面が柱筋から張り出すなどの複雑な架構法を取るためで、架構の変化の節目となる時期に建てられたものとして、貴重と考えられる。また、用いられている木材が檜の糸桙材など最上等のものである点も本神社の歴史を考える上で貴重である。

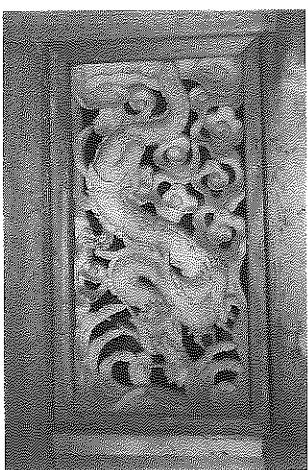
(岡本公秀)



本殿向拝 柱上詳細



本殿平面図



透彫りの脇障子
「降り龍」

いきみてんまんぐう
生身天満宮

三棟

(指定 本殿 登録 拝殿・秋葉社)

南丹市園部町美園町
宗教法人 生身天満宮

本殿 (一棟) 一間社流造、檜皮葺
附棟札 (三枚)

承應貳暦撰定吉日良辰の記があるもの

宝永七庚寅暦撰定弥生吉日良辰の記があるもの

享保第十九龍次三月六日の記があるもの

回廊 (一棟)

梁行一間、桁行總延長折曲り十一間、切妻造、棟瓦葺

拝殿 (一棟) 桁行三間梁行一間、北面桁行一間附屬、入母屋造、棟瓦葺

秋葉社 (一棟) 方三間、宝形造、棟瓦葺

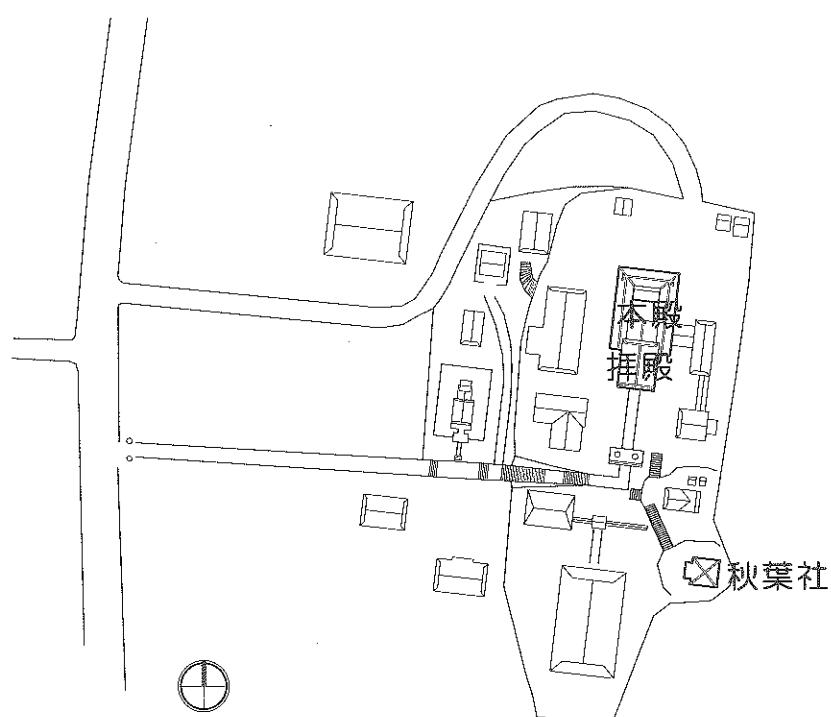
建立年代 本殿 承応二年 (一六五三)

拝殿 天保二年 (一八三一)

秋葉社 宝永六年 (一七〇九)

生身天満宮は、南丹市園部町美園町の天神山西裾に、南面して鎮座する小社で、菅原道真を祭神としている。社伝によると延喜元年(九〇一)、菅原道真が大宰府へ左遷された時、領地園部の代官武部源蔵が八男慶能の養育を頼まれ、小麦山(現在の園部公園)邸内に菅公木像を安置し、生祠として奉斎したことが創社という。このように、菅原道真を生前から祭祀したところから生身天満宮と称する。中世には丹波国守護細川高国らに制札(京都府指定文化財・古文書・二枚)を受けるなど、庇護を受けた。

近世には、園部藩初代藩主小出吉親が出石より園部に移封され、小麦山に築城したため、生身天満宮は現在地に遷座し、以後小出氏の祈願所として手厚い



生身天満宮配置図

庇護を受けた。近世の様子を描いた資料に「生身天満宮社頭図」があり、鐘楼が描かれるなど当時の神仏習合の様子がわかる。

建立年代は、棟札によると承応二年（一六五三）で、地元大工と京大工が協働してできたものと判る。

本殿は、一間社流造、檜皮葺の社殿で、平面は、桁行一間、梁行一間の身舎と一間の向拝からなる。身舎は内・外陣に分かれ、身舎の正・側面の三方に金具で飾られた跳高欄と縁が廻る。身舎の正面は建具を建て込まず、無目敷居を用いて吹き放ちとする。身舎側面の背面柱筋には腰長押を伴つた脇障子が付く。身舎正面には七級の木階が取り付き、向拝部分には浜縁を設ける。

身舎は、亀腹上、井桁に組んだ土台の上に、丸柱を建て、腰貫、切目長押、腰長押、内法長押、頭貫（木鼻付）で固め、壁を横板壁とする。頭貫上は中備として幕股が身舎各面と内外陣境の合計五箇所に載る。

向拝は、方柱を建て、象鼻のついた虹梁形頭貫を用い、中備に幕股を置く。腰梁として身舎頭貫と向拝桁を虹梁で繋ぐが、水平に取り付かず、向拝に向かつてやや下向に傾斜している。

妻は、虹梁上の首又・大斗肘木で棟木を受ける。破風は猪目懸魚とし、飾金具として、立体的に飾られ梅花が付く。

彫刻は、脇障子の板壁が無地であるなど全体的に簡素であるが、虹梁の絵様は時代をよく示し、幕股、木鼻など要所に素朴な彫り物を見ることができる。

本殿は、装飾が少なく簡素な架構をもつ社殿であるが、江戸時代中後期以降の丹波地域の流造社殿は、豊富な装飾や、妻梁を持ち送ることで、妻面を身舎柱筋から張り出して屋根を大きく見せる複雑な架構法をとっている。生身天満宮本殿は丹波地域における簡素な架構をもつ流造社殿の編年的な下限を示す指標となると考えられる点で重要であり、また、修理棟札が多く残つており、修理の過程がわかる点も評価できる。

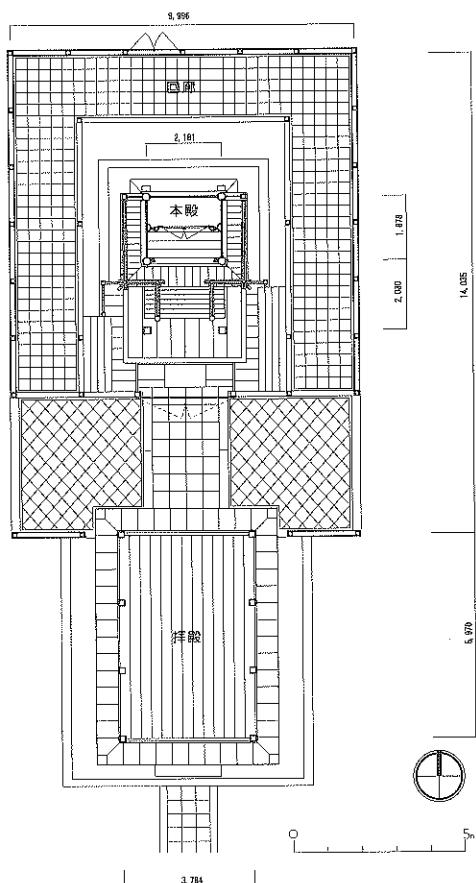
附となつてある回廊は、梁行が一間、桁行は総延長が十一間で、本殿の西・北・東の三方を囲うように折れ曲がつている。床は瓦敷きで、南一間四方のみを四半敷きとしている。外回り柱筋は延石上に土台を廻らし、柱を建て、本殿側は



本殿、拝殿全景（手前が拝殿）



本殿背部（回廊が廻る）



本殿、拝殿、回廊 平面図

延石上に直接柱を建てる。外回りは、堅板張りとして、腰貫上部は吹き寄せ菱格子を嵌めるが、本殿側は、吹放しとする。南側一間は、東西部分を吹放しとし、四周に虹梁を架ける。同所の南側は、壁を設けて腰板張りとする。北面には両開きの棧戸を装置する。

屋根は、北側両端部を入母屋造、他を切妻造とし、棧瓦で葺いている。入母屋部分は、木連格子と懸魚で飾り、切妻面は、虹梁幕股をあらわす。

棟札がなく建立年代は確定できないが、絵図から嘉永五年（一八五二）から明治二十八年（一八九五）の間の建立であることが読みとれる。

回廊は、本殿と一体をなし、瑞垣の発展形と考えられ、同地域では珍しい形式を示す。百度参りの通路として用いられる」とも、礼拝空間の拡大を考える上で評価できる。

拝殿は、本殿の正面に南面して建っている。北側の本殿との間に、幣殿に相当する部分が一体的に附属している。入母屋造の棧瓦葺で、附属部分は切妻造棧瓦葺である。

建立年代は、棟札から天保二年（一八三一）であることが知れる。

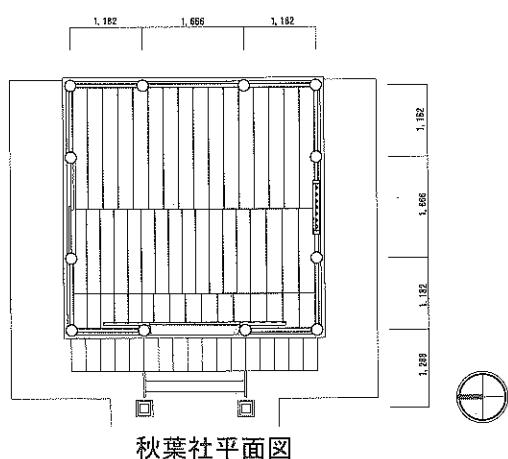
平面は、梁行一間、桁行三間で四方吹き放ちとなつていて、床を板敷きとし、四周に縁を廻らす。附属部分は、梁行一間、桁行一間で、吹放ち土間、石敷きである。

軸部は、礎石上に方柱を建て、切目長押、無目敷居を廻らす。上部は桁行のみ内法長押が付く。柱上は舟肘木で桁を支える。南北柱筋には虹梁が架かるが、北側の虹梁は南のそれより一段低くかけ、附属屋の桁を支える。軒は、打越垂木付二軒で、本繁垂木とする。

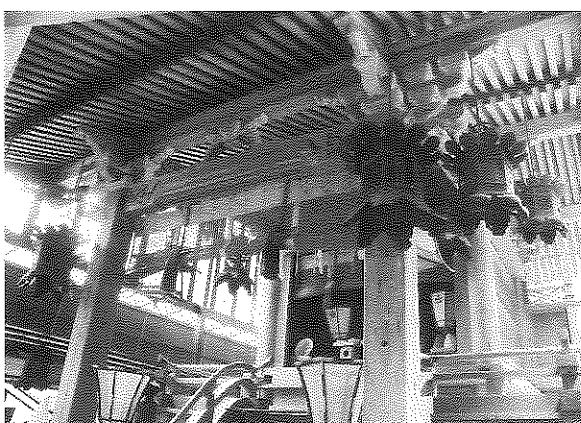
妻は、大瓶束を建て、破風には鋪懸魚を吊つている。

嘉永五年（一八二二）の絵図からは、かつては「けら葺」であったと考えられる。

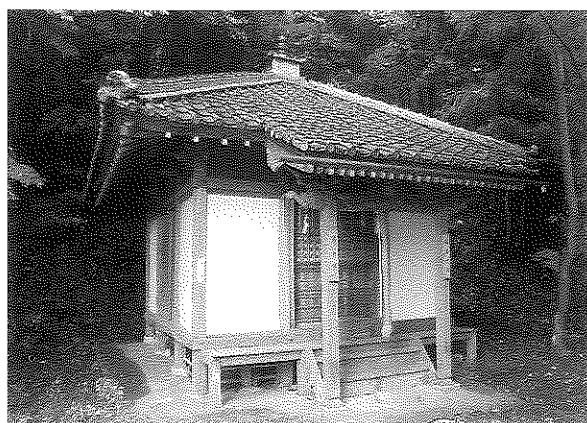
拝殿は長方形平面を持つが、同様の平面は同地域の拝殿に特徴的なものであり、とくに京丹波町の阿上三所神社（本庄）は同じ柱間数を持ち、同地域の拝殿の平面形式を考える上で貴重である。また幣殿部分と一体となつた構造は珍しく、本殿、回廊と連続してまとまりを持つことは、神社建築の空間を考える



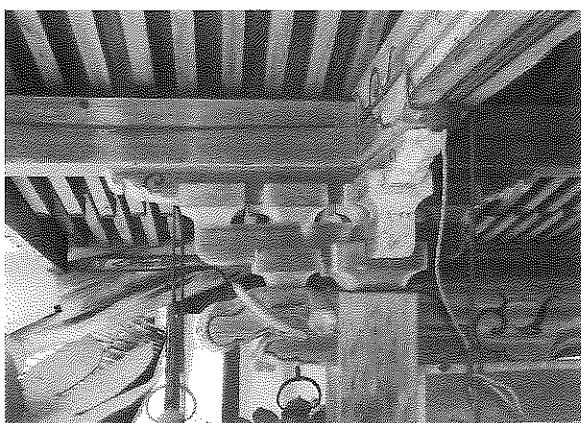
秋葉社平面図



本殿正面



秋葉社正面



本殿向拝虹梁形頭貫の絵様と木鼻

上で重要である。

秋葉社は、本殿から見て南東の斜面を少し登った位置に建つ社殿である。かつては、「聖天堂」という仏堂として使われていた。大聖歡喜自在天を本尊としていたのである。現在は、火之迦具土神を祀る。建立年は、『寺社類從 卷之二』（元文五年（一七四〇））によると、宝永六年（一七〇九）建立である。

平面は、正面三間、側面三間の正面に切目縁を設け、一間の向拝が附属している。中央奥に宮殿を置く。

身舎は、外回りに丸柱を建て、切目長押、内法長押、内法抜き、頭貫で固める。組物は、大斗肘木としているが、成が高く複雑に入り組んだ繰形を持つ花肘木を用いている。内部には柱が建たず、堂内奥行方向に二本の大虹梁を架け、その上に二本ずつの大瓶束を建て、大斗肘木で天井桁を受ける禅宗様である。

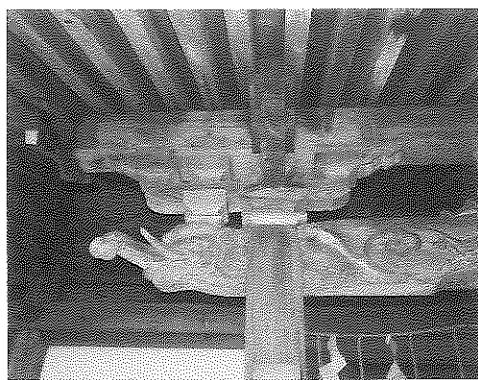
向拝は、礎盤の上に粽付きの方柱を建て、虹梁形頭貫を通して、木鼻を取り付ける。柱上は皿斗付の連三斗で桁を受ける。

屋根は、宝形造の棟瓦葺で頂上に露盤宝珠を置くが、当初のものではなく、後世の改造と見られる。

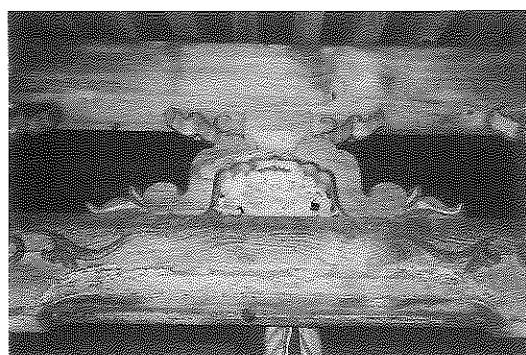
改造は、絵図との相違点や痕跡等により確認でき、その一つとして、正面中央間兩脇柱に門穴の痕跡が挙げられる。同所の建具は現在、柱筋より内側の後



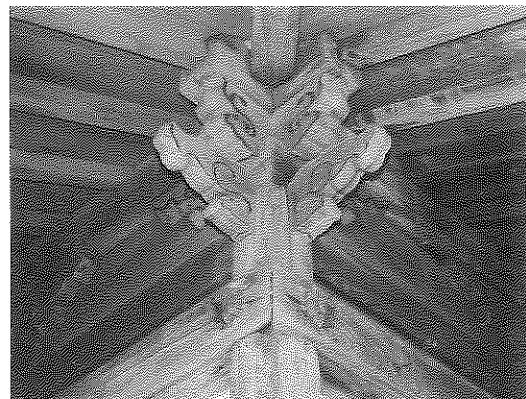
拝殿の虹梁絵様



秋葉社向拝の虹梁形頭貫絵様の木鼻



秋葉社向拝の臺股



秋葉社の花肘木を用いた組物

補の敷居上に建つておらず、かつては柱筋上にたてられていたと考えられる。北面中央間兩脇柱の外側面には、壁木舞の跡を確認することができたが、取り付いていた壁がどこに繋がっていたかは不明である。

また、「薩摩天満宮全景図」（明治二十八年（一八九五））に、秋葉社が描かれているが、現存のものと若干の相違がある。同絵図では寄棟造であった屋根は、前述のとおり現状では宝形造になつており、この点は垂木より上の部分が新材料に取り替えられていることと関連があると考えられる。また、同図では軸部が朱色に描かれているが、現状では正面中央間の建具のみが朱に塗られているのみで、軸部の朱は確認できなかつた。

秋葉社は、資料により建立年代が明らかであり、また聖天堂として用いられていたことが判明することから、境内の変遷及び神仏習合の様子がわかる点で重要である。

生身天満宮は中心となる本殿、回廊、拝殿に加えて、秋葉社など諸々の建物が群をなして建つており、神社の境内構成を考える上で重要な建物である。また、それぞれの建物は棟札によって建立年代が明らかで、かつ、絵図から境内地に建つ建物の変遷がわかることも貴重である。

（岡本 公秀）

春日神社

一棟(登録)

相楽郡加茂町大字錢司小字宮小谷

宗教法人 春日神社

本

殿(一棟) 一間社春日造、銅板葺
附 棟札(二十三枚)

長祿年庚辰十一月十三日の記があるもの

長祿四年庚辰十一月廿八日の記があるもの

文明十五年癸卯二月廿一日の記があるもの

享禄三年三月廿一日の記があるもの

天正拾二年甲申八月廿六日の記があるもの

慶長三年成三月五日の記があるもの

慶長拾九年甲寅五月十五日の記があるもの

寛永拾七年甲戌三月三日の記があるもの

正保二曆二月吉日の記があるもの

慶安貳歳巳ノ八月中旬の記があるもの

寛文八年戊申八月廿六日の記があるもの

寛文拾一年亥ノ八月廿一日の記があるもの

天和三癸亥六月吉祥日の記があるもの

宝永三丙戌年三月吉祥日の記があるもの

享保十六年亥四月吉日の記があるもの

宝暦四年甲戌九月二十七日の記があるもの

寛政四壬子歳八月廿有七日の記があるもの

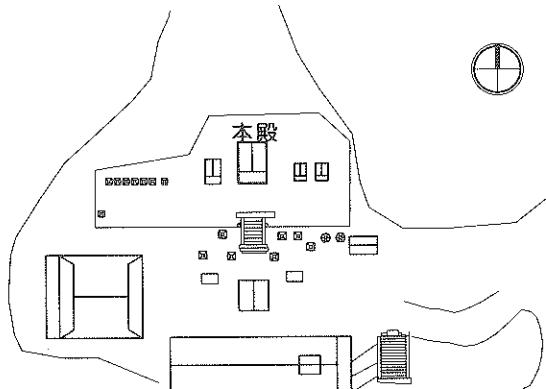
文化六己巳載八月初十日の記があるもの

文政十二己丑載八月二十六日の記があるもの

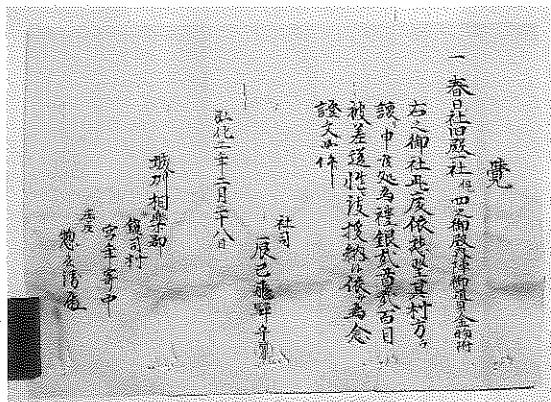
弘化二乙巳年八月廿有三日の記があるもの



本殿全景



春日神社配置図



弘化二年二月二十八日の「覚」

元治元甲子歳十二月十七日の記があるもの
ミノトシの記があるもの

附 文書（三點）

弘化二年二月の記がある奉願造作之事

弘化二年二月二十八日の記がある覚

巳三月十八日の記がある覚

建立年代 弘化二年（一八四五）

春日神社は、加茂町銭司の妙見山中腹に南面して鎮座する小社で天兒屋根命、
経津主命、武甕槌命及び姫大神（比売神）を祭神に祀る。

創立や由緒については不明であるが、莊園鎮守として春日大社の四神を勧請
したものであろう。加茂町内に二十四社ある神社のうち、春日系の神社は十七
社あり、中世、この地に春日大社や興福寺の莊園が数多く分散していたことと
関係が深い。当社が属していたのは、「銭司莊」であった。

史料によつて当社の存在が確認できるのは、棟札にある長禄四年（一四六〇）
が初めであるが、「再興上棟」と記されていることから、創立はさらに時代を遡
るものと考えられる。

現在の本殿は、弘化二年（一八四五）に春日大社の古社殿を押領したもので、
春日大社での造立年が、移築から十九年遅る文政九年（一八二六）であるとともに、
式年造替の記録によつて明らかである。移築にあたつては、その經緯を示す文書が
残る。春日大社の社司から銭司村にてた譲渡の証文（覚）には、礼銀二貫二百目をもつ
て春日大社旧殿第四殿（内陣御道具と金物付属）を譲り渡すとある。また、村方から
御役所にて提出された普請文書「奉願造作之事」の写しは、前社殿が大破したため、
春日大社の古社殿を貰い受け、元の通りに建築することを請うものであった。

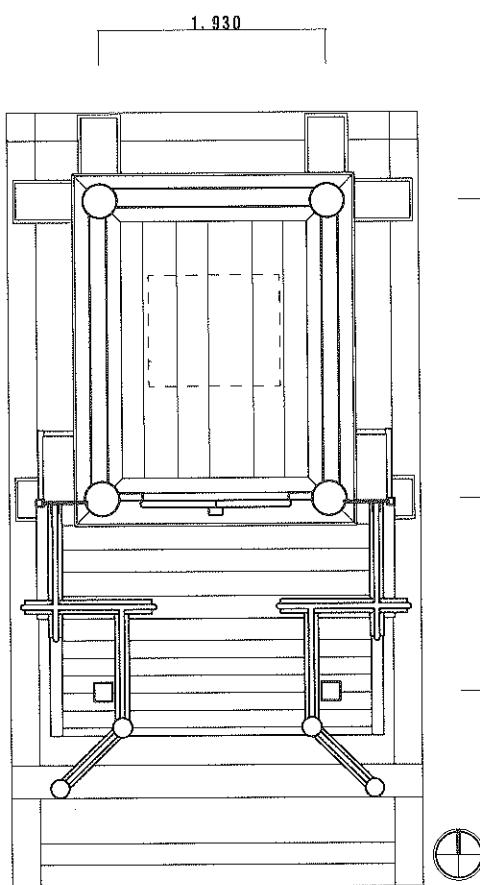
社殿は、一間社春日造で銅板葺であり、大きな構造形式は、春日大社からそのまま
移されたと考えられる。平面は、身舎が内陣一室で、正面に博縁と跳高欄を設ける。
その端部は、前列柱側面に取り付く脇障子と取合い納まつてゐる。前面に設けら

れた木階は六級で、登高欄と袖高欄は擬宝珠付きとする。

身舎は、土台となる延石を井桁に組み、丸柱を建て、腰長押、半長押、内法
長押で固め、向拝は、大面を取つた方柱とする。身舎、向拝とともに、柱上には、



本殿 向拝廻り



本殿 平面図

下端を面取した舟肘木を載せて桁を受ける。身舎柱と向拝桁は繋虹梁で繋いでいる。軒は、一軒繁垂木、向拝庇は一軒疎垂木とする。

妻面は、家掻首を組み、舟肘木で棟木を受ける。拝みの懸魚、桁隠は共に銅板被覆の猪目懸魚である。

身舎正面柱間は、板扉を吊り込み、正面縁下と側面及び背面の三方を横羽目板嵌込みの上、土壁塗上塗りとする。東側面腰長押下には、床下に入る戸口が設けられている。木階の小口から縁框にかけては、剣巴文様で飾られた雁齒板と呼ばれる部材が正面周りを飾っている。

移築時には、幾つか改造が施されたようで、春日大社では第三一一四殿間に設けられる御間塀（障壁）が、移建後には取り払われ、脇障子を前列東側柱に取り付けている。併せて、本来、竹の節欄間付きの透塀が取り付いていた前列西側柱にも、同じ脇障子を備えた。また、両脇障子背部の長押上には、春日大社本殿には見られない棚のような板が据えられているが、用途は不明である。

本来、檜皮葺であった屋根が、銅板葺きとなつたのは、昭和四年（一九二九）と推定できる。これは、昭和四年の棟札からは、「檜皮師」の職名が消え、「屋根師」と記されていることによる。ただし、銅板で被覆されてはいるものの、棟まわりの形式は春日大社の原形をよく保全している。

錢司の春日神社本殿は、春日大社日本殿第四殿を譲り受け、旧態を良く保全してきたことが評価できる。南山城地域には、相楽郡山城町にある松尾神社本殿〔文化五年（一八〇八）移築：重要文化財〕を始めとして、春日大社拝領社殿を有する神社が十二社存在する。中には、大きな改造がみられる社殿も多いが、錢司においては春日大社日本殿を拝領したことを尊重し、建物を良く保全してきたことがうかがえる。さらに、当社では、拝領と移築に関する社蔵の文書が発見され、春日大社の社殿が譲渡される経緯が明らかになつたことが非常に貴重といえる。また、当社には二十七枚に及ぶ棟札が残され、中世から現代に至る来歴や、連綿と続いてきた建築や修理の事情を知ることができることでも評価できる。

（岡本公秀）

朱智神社本殿

（追加登録）

京田辺市天王高ヶ峰

宗教法人 朱智神社

附 棟札（七枚）

延寶四丙辰穏八月吉辰の記があるもの

元禄十六癸未歳八月十五日の記があるもの

享保十三年申四月十五日の記があるもの

安永八巳歳亥十一月六日の記があるもの

享和四甲子二月二十二日の記があるもの

文政拾三庚寅六月二十日の記があるもの

安政四巳八月二日の記があるもの

朱智神社本殿は、京都府の登録有形文化財である。京田辺市天王の集落西方、高ヶ峰の山上に鎮座している。

本殿の建立は、棟札により慶長十七年（一六一二）とわかり、細部装飾も時代によく合っている。昭和五八年（一九八三）の登録にあたつては、造立皆造宮慶長十七年壬子八月吉祥日の記がある棟札が、附となつていてある。

当社では、平成十六年度に屋根の葺替工事が、平成十七年度に彩色復原工事が行われ、その際、内陣内から新たに八枚の棟札が発見された。棟札は、延宝四年（一六七六）から明治十一年（一八七八）にかけてのもので、檜皮葺替や彩色修繕についての来歴を知ることが出来る。

本棟札は、慶長十七年の建立棟札と共に、朱智神社本殿の修理沿革を掘む上で貴重な史料である。

（岡本公秀）



朱智神社
本殿棟札

美術工芸品

覺禪鈔
かくせんしょう

百六十四巻（絵画・指定）

京都市山科区勧修寺仁王堂町

宗教法人勧修寺

（奈良国立博物館寄託）

法量 縦二六・八センチメートル、横九三九・七センチメートル（巻第一）

品質構造 紙本著色、紙本白描、紙本墨書き子装

時代 鎌倉時代・南北朝時代・江戸時代

覚禪鈔は、平安時代後期から鎌倉時代前期にかけての真言僧である覚禪（一一四三～一二三以後）が諸尊法並びに諸經法について、経疏儀軌を博搜し、その説を抄記し、併せて諸尊、修法壇等について図像を付したものである。内容の浩瀚さの故に『百巻抄』とも称され、図像学、密教学などの研究上高い史料価値をもつてゐる。覚禪自筆本は今日伝来せず、鎌倉時代の古写本がまとまって伝存する例として、京都府醍醐寺本（百七十巻・文永三～四年「一二六六～六七」）、神奈川県金沢文庫本（八十巻・元亨^{けんこう}元年「一二三二」）、和歌山県西南院本（五十巻・元亨年間「一二二一～二四」・重要文化財）が知られる。

勧修寺本は、鎌倉時代の写本百巻、南北朝時代の写本二巻及び江戸時代の写本六十二巻の計百六十四巻からなる取合本である。勧修寺に伝來した経過は明確ではないが、江戸時代の写本が明暦年間及び延宝年間に勧修寺長吏御所において、栄作により書写され、欠本を補つたものであることから、江戸時代前期には勧修寺に伝來していたものとみられる。このうち元文年間（一七三六～一七四〇）から寛保元年（一七四一）にかけて、勧修寺淨土院賢賀により整理され、併せて東寺勸智院本との校合及び全体の修復が施された。現在は、その時新補された軸付紙に修理奥書が書される巻が多くみられる。

鎌倉時代の写本は、前期から後期にかけ少なくとも七種以上あるが、いずれも外題下に「自性院」と墨書きされた白表紙が付され、鎌倉時代後期以降の一時期に高野山自性院に伝來していたことが知られる。これらは、覚禪の高弟であり、覚禪とともに覚禪鈔書写に携わった貞玄による鎌倉時代前期の書写本六巻、同時期における兼成による書写本二巻、鎌倉時代中期に醍醐寺から高野山に移り覚禪鈔を広めた頼賢による書写本二巻、あるいは高野山十輪院に住し高野八傑に数えられる真弁等による鎌倉時代中期の写本二十五巻など、鎌倉時代前期から中期にかけての諸本が集められていることが確認される。これらの本の奥書により、鎌倉時代における覚禪鈔の書写、伝播の経過の一端が判明する点は貴重である。

勧修寺本は取合本であるため、巻ごとに書写態度に差異が認められる。図像表現は、著色画、朱・緑のみの著色画又は白描画とさまざまであり、描法にも巧拙がみられる。その中につけて、大自在天法（巻百四十）など、鎌倉時代前期写本の図像は、柔軟、的確な描線と丁寧な賦彩で巧みに描かれて評価される。

勧修寺本覚禪鈔は、最初期の写本である鎌倉時代前中期の写本を多数存し、覚禪鈔研究上に高い価値をもつてゐる。ちなみに、同本は『大正新修大藏經』の底本として採用されている。

（地主智彦）



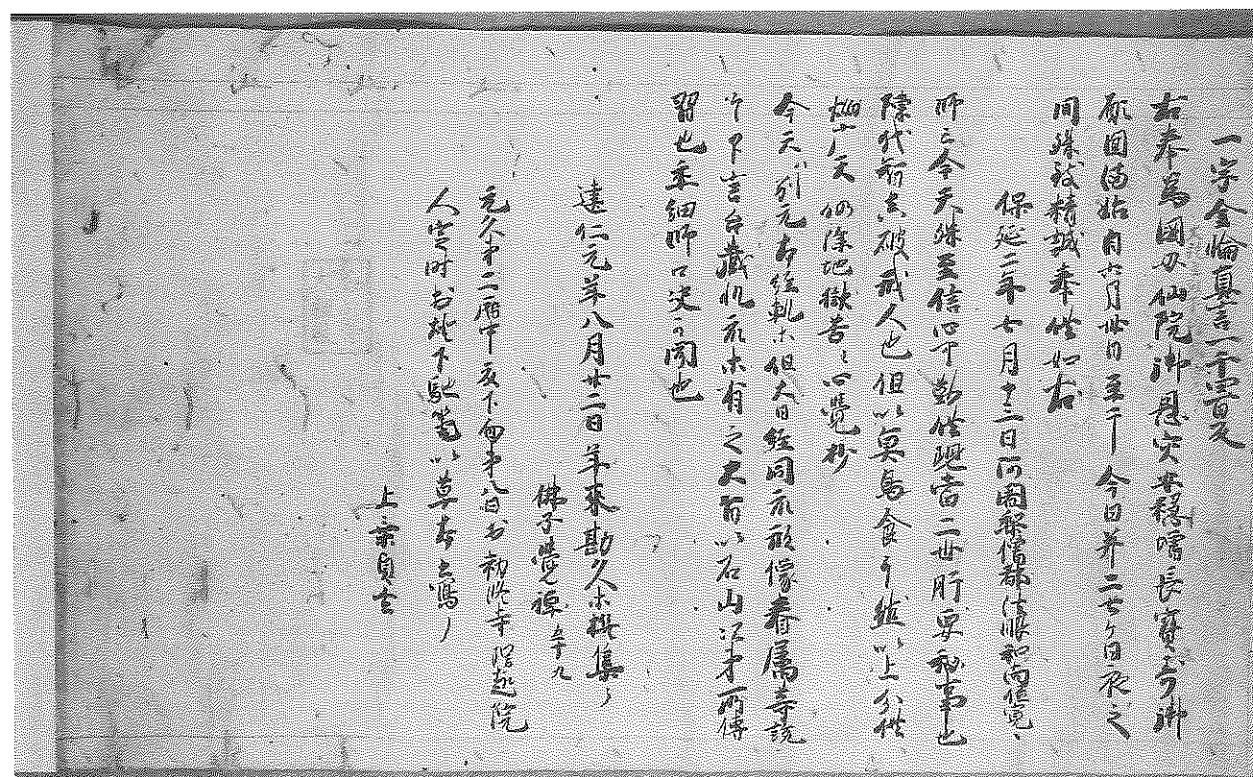
卷第140部分



卷第140部分



第144部分



第144卷末

絹本著色熊野垂迹曼荼羅図
けんほんちやくしそくくまのすいじゆくまんだらず

一幅（絵画・指定）

京都市左京区聖護院中町
宗教法人 聖護院
(京都国立博物館寄託)

法量 縦 一三三一・〇センチメートル、横 五八・二センチメートル

品質構造 絹本著色掛幅装 一副一鋪
時代 鎌倉時代

図様 上部から画面を四段に区切り、一段目に種子両界曼荼羅図、二段目

に大峯諸尊及び那智滻とその本地仏、三段目に熊野十二所権現等、四段目に紀伊路王子等を描く。

一段目種子両界曼荼羅図は、向かって左に金剛界、右に胎藏界を配置する。賦彩は、朱・群青・緑青を用いて地塗りとし、種子は白下地に墨書にてあらわし、界は截金にて画す。

二段目は、画面中央から左側にかけて、山岳風景中に諸尊を十二尊を配置する。中央やや左側上部に、ひときわ大きく大峯藏王権現を、その周囲に眷属の八大童子及び役行者他二尊をあらわす。一方、画面

右手には熊野那智滻を描く。滻の左横には月輪中に飛滻権現（那智滻）の本地仏である千手觀音坐像を、滻の下部右側に飛行夜叉の本地不動明王、左側に米持金剛の本地毘沙門天を配置する。

三段目は、熊野本宮の社殿を上下二段に配置し、社殿内に熊野十二所権現を垂迹神の姿であらわす。熊野本宮の社殿は群青の背景に正面

観に表され、上段に三棟、下段に三棟の計六棟を配置する。本部は朱彩され、屋根は茶色で檜皮葺を、垂木先は金箔にて飾金具を表現する。

また、各社殿には狛犬が各一对描かれる。第一・二殿の前には、松樹が描かれる。諸尊の配置をみれば、上段は左の一棟（第一殿・第二殿相殿）

に那智宮（唐装女形）、新宮（冥王形）を並び描き、中央の一棟（第三殿）に本宮（比丘形）を（以上三所権現）、右の一棟（第四殿）に若宮（唐装女形）を描く。下段は右の一棟（第五・八殿）に、禪師宮（比丘形）、聖宮（比丘形）、児宮（童子形）及び子守宮（唐装女形）（以上五所王子）、中央の一棟（第九・十二殿）に一万金剛童子・十万眷属（各束帶形）、勧請十五所（俗形）、飛行夜叉（夜叉形）、米持童子（夜叉形）（以上四所明神）を描く。左の一棟は飛滻権現（女形）かとみられる。

四段目は截金地（七宝繫文様カ）を背景とし、中央上部に大きく熊野摶社の礼殿執金剛（夜叉形）を、周囲には切目王子（赤童子形）をはじめとする紀伊路の王子など合計十二尊を配置する。中央下部には水瓶を傍らに置く弘法大師の姿も加えられる。大峯諸尊及び紀伊路王子は短冊形に名称を墨書きするが、現在は下地絵具の剥落により、「切目童子」以外はほとんど判読できない。

熊野信仰を背景に成立した熊野曼荼羅図は、文献上においては鎌倉時代前期から制作されたことが知られるが、現存作例については聖護院本（重文）など鎌倉時代後期の作例を最古例として、室町時代以前のものが約四十例ほどが伝わる。これらの諸本の図様は、熊野信仰の多様性を反映し、多様化している点に特徴がある。

本図は、熊野十二所権現を垂迹神の形で並び描く熊野垂迹曼荼羅図の範疇に入る。熊野垂迹曼荼羅図は比較的の作例が多いが、本図のように自然景のなかに大峯諸尊を併せ描く作例としては、他に東京都静嘉堂文庫本（鎌倉時代・重文）、和歌山県立博物館本（鎌倉時代）、滋賀県錦織寺本（南北朝時代）の三例が知られる。

ただし、十二所権現の描写について、静嘉堂文庫本や和歌山県立博物館本と本図とを比較すれば、前者は建物を描かずに三段に配置されることに対し、後者は建物を描き二段に配される点が一見して異なり、諸尊の配置についても、若宮や滻宮の配置などに異同がみられる。また、前者は諸尊を整然と配置する

ことに主眼が置かれ、後者は、第一殿・第二殿相殿が入母屋造平入に、第三殿と第四殿が各々入母屋造妻入であらわされるなど、熊野本宮の社殿とその配置を念頭に置き、描かれたものとみられる。

また、本図のように両界曼荼羅図を併せ描く作品は類例がみられないが、この点は鎌倉時代以降、熊野、吉野を胎藏界、金剛界にみたてた熊野修驗における思想を背景に制作されたものと考えられよう。

描写については、諸尊は伝統的な仏画の描法により、繊細な描線をもつて緻

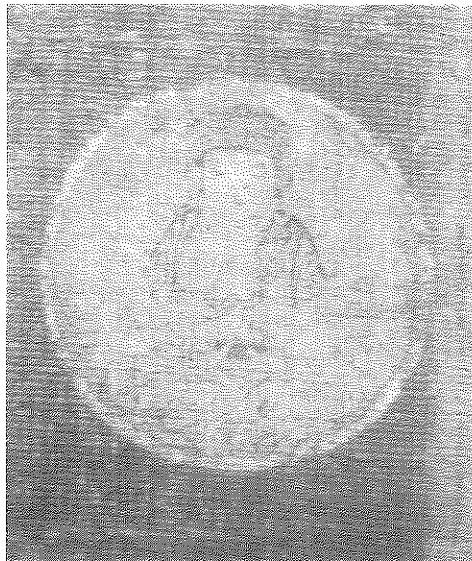
密な賦彩^{ふさい}がなされる。一方、二段目の大峯山岳表現中の岩の表現には、力強い墨線が用いられ宋画の影響がみられる。これら描法の特徴から、本図の制作年代は鎌倉時代後期（十三世紀後期）に遡ると考えられる。

本図は、画絹及び絵具の剥落が多い点が惜しまれるものの、鎌倉時代後期に遡る堅実な描写をもち、両界曼荼羅図を併せ描く唯一の熊野曼荼羅図として重要である。

（地主智彦）



絹本着色熊野垂迹曼荼羅図



千手觀音（那智本地仏）



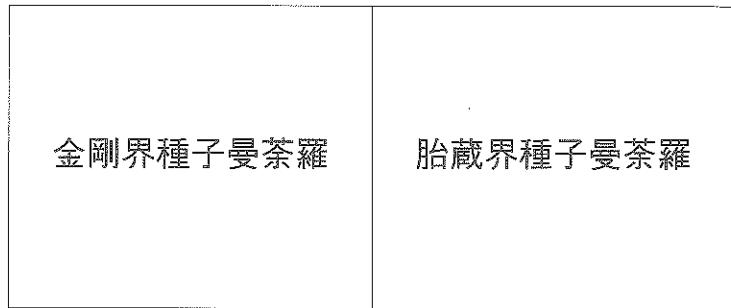
不動明王（飛行夜叉本地仏）



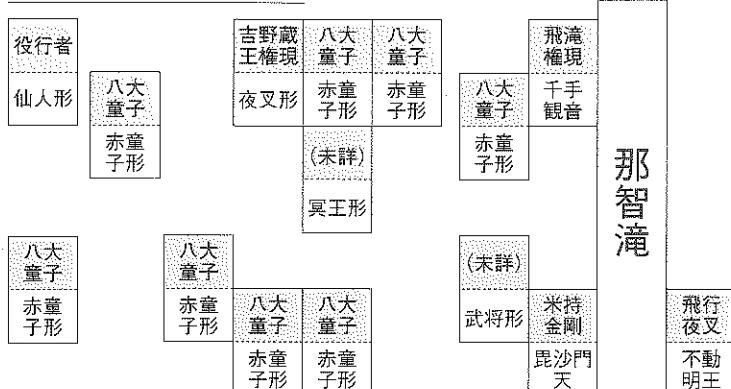
若宮

尊名
形姿

1段目

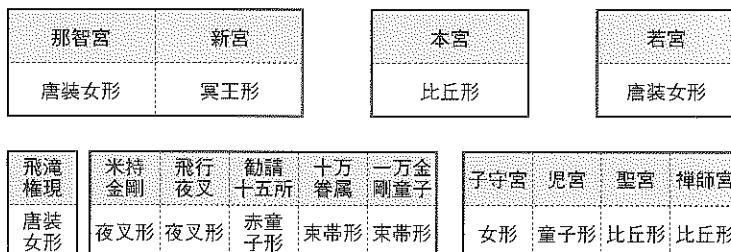


2段目

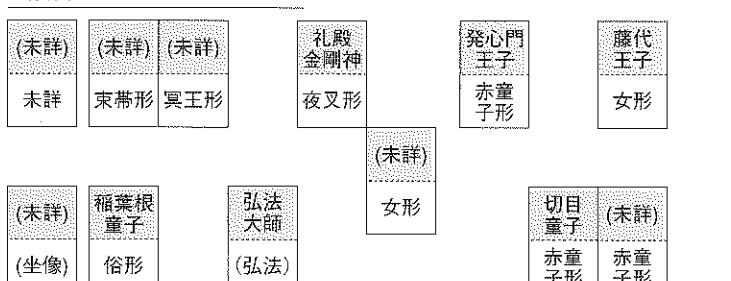


那智滻

3段目



4段目



諸尊配置図

もくぞうびしゃもんてんりゆううぞう
木造毘沙門天立像

一躯（彫刻・指定）

像内に康永三曆（甲卯月日、大仏師法眼応円、住所倉仏師等の造立銘がある

像内に康永三曆（甲卯月日、大仏師法眼応円、住所倉仏師等の造立銘がある

京都市東山区粟田口三条坊東部一

宗教法人 尊勝院

法量 像高（左足一髻頂）一〇一・五 髮際高九一・七 髺頂一額 二〇・四

面長 一一一 面幅 一〇・四 耳張 一二・八

面奥 一四・五 胸奥（左）一八・九 腹奥 一八・五

袖張 五一・〇 最大張 五六・〇（単位：センチメートル）

時代 南北朝時代

形状 髪（髪束五箇を元結で括り、正面に雲頭形飾をつける）を結う。天冠

〔本体〕 台（紐・玉繫・紐）をつける。耳朶不貫。眞目、口唇をわずかに開く。

筒袖衣・大袖衣・鱗袖衣・袴・裳を著ける。各種甲を付け、背皮を当て、これらを甲締具および腰帶で締め、沓を履く。顔を斜め下に向け、左腕を屈臂し掌を仰げ宝塔を載せ、右腕屈臂して右上方で戟を握って突き、腰を左に捻り、左足を支脚とし、右足は膝を開き邪鬼の頭を踏上げて立つ。

〔光背〕 頭光（輪宝形〈中心蓮華〉、三方火炎〈銅製〉、柄付）

〔台座〕 邪鬼、岩座及び框座。邪鬼は巻髪、眉逆立て目を見開き、閉口し下歯

牙が上出する。襷を着ける。頭を右にして伏臥し、頭部をもたげて顔を上に向ける。左前肢は拳を正面に突出し、右前肢屈臂し顔の下方で拳を頸につけ、左後肢膝を屈し脇腹につけ、右後肢膝を開き屈する。

品質構造 針葉樹（檜カ）寄木造、鏽下地彩色。頭体別材製。頭部は前後二材製、

〔本体〕 眼矧は両耳後を通る。内割り。髪を矧ぐ。玉眼嵌入。像内は布貼し、頂上より針金が下がる。襟際に首納差しする。

体幹部は前後二材。内割り。左腕は肩・襟当と肩甲の境目・手首、右腕は肩・手首で各矧ぐ。左腰外側の突出部、右腿半ばを通る線の外側、

背面腰部を各矧ぐ。胸甲鬼面、甲締具正面左右折返し部、前楯、帶喰、大袖括り先、右足先を各矧ぐ。像内は平滑に浚い素地とする。

表面は鏽下地彩色。肉身部は赤肉色。衣上は薄い盛上で唐花唐草、花丸文等を描く。袴は切金（朱地）格子斜め格子重ね文を地文とし盛上の花丸文。裳は内区花唐草を地文に花丸文を散らす。表甲は内区が金で毘沙門龜甲を盛上る。外区は墨描で花文。胸甲は花文。前楯は内区綠、覆輪漆箔。下前楯は区白カで覆輪漆箔。籠手は漆箔で窓内彩色。脛当は正面中央部が漆箔、その左右縁が盛上で花文。腰帶は朱。甲締具は白で内外縁を朱線で縁取る。沓は上面に盛上で輪宝を表す。

甲の各所に次のとおり銅製装身具を付ける。輪宝（表甲外区）、花飾（籠手）、鈴（下前楯）、花飾（上下唐草透彫）（膝当）、菱重形飾（甲締具）、半切円形飾（沓先端裏）。また、大袖括り先下面に針金が残る。

補修損傷等

〔後補〕 髪後端、左手第二・四指半先、右手第二指、右大袖括り先、甲締具正面折返し部の左方分、天衣遊離部及垂下部の過半、背部に付ける光背柄の枘受、銅製宝冠。岩坐、框坐。光背。

〔亡失〕 左手第三・五指半先。

大法主法務心験、山門無動寺常樂院

大勧進法印寛海、武州仙波仏藏坊

康永第三曆（甲卯カ月日）

大仏師因幡法眼応円（花押）

住所倉仏師

右記のほか、像内躰部に法華經文が書される

尊勝院は、保延年間（一一三五～一一四〇）に陽範阿闍梨が比叡山横川に創建したことにはじまるといい、のち行觀の代に粟田口に移転した。同院歴代は、青蓮院の院家筆頭として同門跡執事を歴任した。尊勝院の本尊は元三大師であり、本毘沙門天像は本尊厨子の脇檀に安置される。



胸腹部



面部

像内銘文により、康永二年（一二四四）に、山門無動寺常樂院心聰を大法主、仙波仏藏坊寛海を大勧進として、大仏師因幡法眼応円が制作したことが判明する。仙波仏藏坊は川越市喜多院の前身であり、寛海（？～一二四七）は同坊二代にあたる。当時の仙波談義所は、恵心流教学を相伝した仏藏坊初代尊海の活動により寺勢が大いに栄え、関東における天台教学の中心寺院であった。尊海は、心聰の師でもある常樂院心賀からも口決をうけており、無動寺と仙波は密接な関係にあつた。喜多院に残る暦応五年（一二四二）二月付の板碑には、心聰、寛海はもとより、当時の無動寺及び仙波の僧名が列記され、仏藏坊をめぐる僧侶集団の姿を窺うことができる。さらに、板碑最下段には「法眼応円」の名も刻まれ、応円は本像制作以前より天台寺院と関係をもつていたことが知られる。

応円の作例は、これまでに元応元年（一二一九）十月の東京都小野神社の隨身椅像一躯（東京都指定文化財）、建武二年（一二三五）三月の千葉県中山法華経寺の釈迦・多宝両如来二躯（千葉県指定文化財）の二例が像内墨書銘により知られる。南北朝時代初期には、中山法華経寺に縁のある等覚院日全が比叡山や仙波に遊学するなど、中山と仙波との間にも交流がみられる時期であることから、あるいは応円の中山法華経寺像造像にも仙波が関係していたかも知れない。応円については、その生没年及び本像像内墨書にある「住所倉仏師」に関しては未詳であるが、以上の点から、応円は天台と一定のつながりをもつた仏師であり、本像は法橋を名乗る小野神社の造像から二十五年を経過した、比較的晩年の作例かと位置づけられよう。

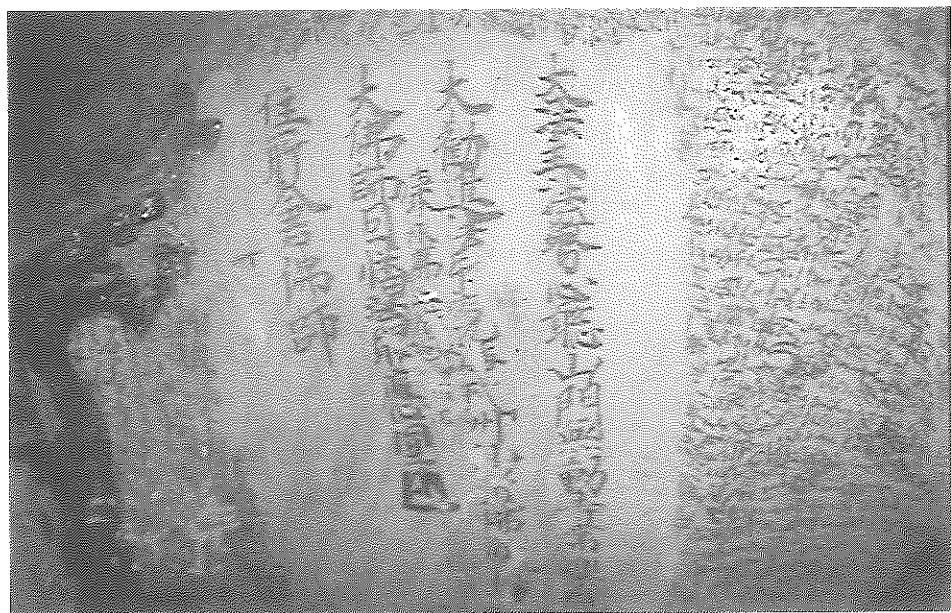
像は、腰を捻り、右手、右足を高く挙げた動的な姿勢をとるが、破綻なくまとめられている。また、全身に入念に施された盛上彩色にみるよう丁寧で繊細な趣向がみられ、とくに、腹部の鳳凰丸文の描写や銅製装身具の造形は優れたものがあり、仏師の技量が看取される。また、本像像内には、造像時納入品として法華経八巻が納められていたが、現在は所在不明となっている。

このように、本像は、像内墨書銘から制作年代、仏師名など制作状況が判明し、全体に丁寧で繊細な作風を示す南北朝時代の基準作例として貴重である。



背面

正面



像內墨書銘

だいとくじでんぼううえい
大徳寺伝法衣類

附 法衣簞笥

(工芸品・指定)

三棹
一合

京都市北区紫野大徳寺町
宗教法人 大徳寺

員数・法量 二十二頁目録のとおり
時 代 室町時代・江戸時代・元時代・明時代

大徳寺は、正中元年（一二三二四）に大燈國師宗峰妙超（一二八二～一二三三七）を開山として創建された臨濟宗寺院である。はじめ五山、十刹に列したが、十四世紀末葉以降は林下寺院として、大燈門下の僧が歴代住持を襲い大燈禪を継承した。禪宗寺院において、師の伝法衣は頂相、墨跡と同様に嗣法の明証として特に尊重されたが、現在、大徳寺には本寺及び一部の山内寺院・塔頭の伝法衣類が厳重に保管される。これらは、主として江戸時代に作成された簞笥三棹（簞笥一～三）、箱二合（箱四・五）に収納され、その内容は、袈裟十肩、掛羅一領、衣八領、坐具二帖、袱紗及び法衣包十六枚、その他裂地、紐など九件を数える。

簞笥一は、安永四年（一七七五）に新造された桐小簞笥で、六段の抽斗（抽斗表面は黒柿）を付し、櫻貪蓋に「龍寶山大徳禪寺法衣箱」と墨書する。安永四年の大徳寺法衣箱入目録により、収納された伝法衣の由緒及び簞笥の制作経過が判明する。すなわち、収納された伝法衣は、大應國師（南浦紹明）所伝法衣一帖（袈裟九「目録番号以下同」・元時代）、開山國師法衣五帖（袈裟二、衣一～四・元～明時代）、坐具一帖（附属二・元～明時代）及びその裏物五枚であつたこと、「これらは數百年來一箱に混入してきたが、保存のために今回は六重とし各面を銛鋼で覆うこと、拝見の輩は堅く触手を禁ずることなどを衆評で決していて、厳重に管理された様子がうかがえる。このように、大應・大燈両國師所伝の法衣類を一箱に保管するという形態は、少なくとも天文年間まで遡ることが知られる。（天文七年「一五三八」十月十二日付大徳寺法衣箱入注文写）

簞笥二及び三は、文化三年（一八〇六）に新造された桐小簞笥で、各三段の抽斗を付し、櫻貪蓋に「法衣箱 龍翔／徳禪／如意」（簞笥二）、「法衣箱 大用／松源／養徳」（簞笥三）と墨書する。龍翔寺（開山南浦紹明）、徳禪寺（開山徹翁義亭「大徳寺第二十三世」）、如意庵（開山言外宗忠「大徳寺第八世」）、大用庵（開山華叟宗曇「大徳寺第二十三世」）、松源院（開山春浦宗熙「大徳寺第四十一世」）及び養徳院（開山実伝宗真「大徳寺第五十七世」）の伝法衣を収納したものである。これら諸寺院の什物・文書類は、既に天正六年（一五七八）には大徳寺一山の管理下におかれていたことが知られ、江戸時代を通じ七夕に曝涼さることが定例となつていたとみられる。内容は、各寺院の開山所伝の伝法衣類で、室町時代後期から江戸時代前期に作成された法衣目録類に記載されるものに特定することができるものが複数ある。なかには、徳禪寺伝来の大燈國師法衣や虚堂（智愚）和尚法衣に当たる袈裟（袈裟六及び四、共に元時代）などは、その由緒と併せ袈裟の古例として注目される。

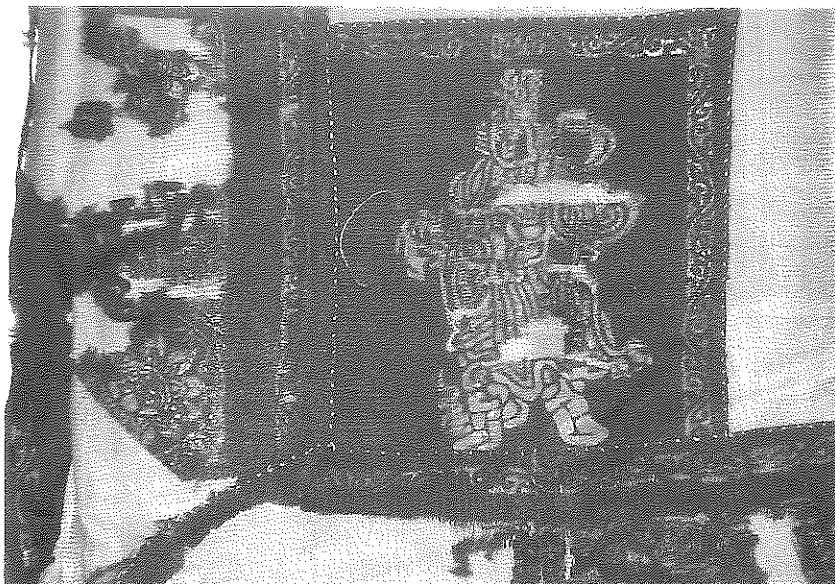
また、箱四は桐印籠蓋箱で、蓋に「九条法衣」と墨書される。但し内容は、金糸縫紗裂（明時代）二種（袈裟三）十四枚が板貼にされたものである。付属する文書により、うち十枚は箱五に収納される九条袈裟（袈裟七、養徳院伝来）の縁の裂、残る四枚は大用庵伝来の裂で、破損の進行により享保三年（一七一八）に板貼されたことがわかる。袈裟七は、箱五に收められるが、その箱書により昭和十九年（一九四四）に大徳寺に寄進されたものである。

これら伝法衣類は、元・明からの請来品及び室町時代・江戸時代に制作されたものであるが、南浦紹明や宗峰妙超所伝のものはいずれも請来品であり注目される。請来品には、元時代から明時代初頭の制作になる作行きの優れた綾、緞子、紋紗、羅、印金などが複数存し、遺品が少ない当時の染織技法を知るうえにおいても貴重である。

本伝法衣類は、開山宗峰妙超所用であった袈裟、直綴、坐具をはじめ、大徳寺山内塔頭寺院の伝法衣類を多数伝えている。これらは、元・明時代の請来品を含み染織史上貴重であるばかりでなく、日中禪宗交流史の足跡や大徳寺における開山信仰を示現するものとして、高い価値を有している。（地主智彦）

大徳寺伝法衣類 目録

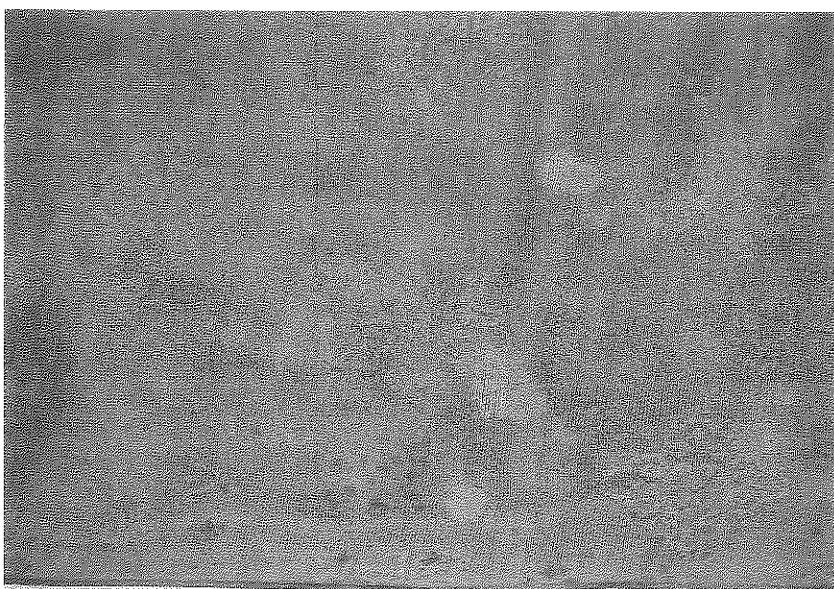
箱	抽斗	調査番号	名 称	員数	法量	時代	附属品	備考	
箱第1	1段目	袈裟1	七条袈裟	1肩	丈(長) 111.0cm (袖) 92.0cm 幅 27.0cm	元末明初	附属1 袋物		
		附属1	淡葱色平絹法衣包	1枚	縦 67.0cm 横 67.0cm	江戸			(墨書)「大用 法衣 二領」
	2段目	袈裟2	九条袈裟	1肩	丈(長) 144.0cm (袖) 120.0cm 幅 35.5cm	明	なし		「(大懸) 国師法衣墨染紗」に該当
		衣1	淡黄地二重裏牡丹唐草文様緞子直綴	1領	丈 134.0cm 幅 132.0cm	明	附属2 座具		「国師御衣 白段子」に該当
		附属2	黄地入子菱に四葉花菱文様浮織綾座具	1枚	長辺 122.5cm 短辺 94.0cm	元末明初			「国師坐具 文菱色黄」に該当
	3段目	衣2	黄地四葉花折枝文様散紋綾直綴	1領	丈 123.0cm 幅 130.5cm	元末明初	なし		「国師御衣 頭文紗色黄」に該当。 伝国師血染御衣
		衣3	淡黄地牡丹唐草文様縞直綴	1領	丈 128.0cm 幅 137.0cm	元末明初	附属3 袱紗		「国師御衣 頭文紗色香」に該当
		附属3	白綾地鳳凰花丸刺繡袱紗	1枚	縦 70.5cm 横 70.5cm	室町			
	4段目	衣4	淡茶地梅唐草文様綾綴隔衣	1領	丈 111.5cm 幅 127.0cm	元末明初	附属4 袱紗		「国師御衣 附隔衣」に該当
		附属4	黄地帯に鶴丸文様浮織綾袱紗	1枚	縦 70.5cm 横 70.5cm	室町			
箱第2	1段目 「龍翔」	衣5	淡紫色洞綿直綴	1領	丈 127.5cm 幅 126.5cm	江戸			
		附属5	鷄地松竹鶴文様唐織法衣包	1枚	縦 62.0cm 横 60.0cm	室町			
		附属6	淡黄地縞文様縞子法衣包	1枚	縦 56.0cm 横 56.0cm	明			
		附属7	茶色平織法衣包(裏地)	1枚	縦 58.0cm 横 72.5cm	江戸			(墨書)「大灯国師法衣包」
		附属8	浅葱色平絹法衣包	1枚	縦 107.0cm 横 104.0cm	江戸			(墨書)「開山(南浦詔明)法衣包 龍翔寺 梅岑(宗點)和尚寄附」
		附属9	黄色平打製縒紐	1筋	長 126.0cm	室町			
		袈裟4	濃色紺縞袈裟	1肩	丈(長) 138.0cm	元	附属10 袋物包		徳禅寺伝來「虚堂和尚法衣 黒色」に該当 するか。開披不能。
		附属10	淡浅葱地紺縞形に花文様袈裟包	1枚	縦 72.0cm 横 77.0cm	江戸			(墨書)「虚堂和尚法衣裏物 正傳庵/安 永三年甲午七月 (徳翁) 紹模拵寄」
	2段目 「慈禪」	袈裟5	柳色紗七条袈裟	1肩	丈(長) 102.0cm (袖) 85.0cm 幅 195.5cm	室町	なし		養徳院伝來「七条柳色」に該当
		袈裟6	九条袈裟	1領	丈(長) 145.0cm (袖) 132.0cm 幅 97.5cm	元	附属11 包物カ		徳禅寺伝來「大燈国師法衣地黄色行背」に 該当するか
箱第3	1段目 「大用」	附属11	茶地牡丹唐草文様縞珍製袋包	1枚	縦 70.0cm 横 67.0cm	江戸		(墨書)「奥禅大燈國師相傳法衣包物/明 和元年甲申七夕修補/蜜山禪寺」	
		衣6	白色麻帷子	1領	丈 105.0cm 幅 104.0cm	江戸	なし		
		附属12(1)	黄色平織裂	1枚	縦 57.0cm 横 57.0cm	室町			附属12、13 包紙ニテ一括、(包紙ウハ書) 「養徳院平江常 薄紅梅 一條 (花押)」
		附属12(2)	浅葱色平織裂	1枚	縦 15.0cm 横 8.0cm	室町			附属12、包紙ニテ一括、(包紙ウハ書) 「茶色羅」
		附属12(3)	黄色紺子紙	1筋	長 170.0cm	室町			
		附属13(1)	平江帶	1筋	①長 86.0cm ②長 165.0cm ③長 34.0cm	室町			3点。包紙アリ。(ウハ書)「平江帶 薄 紅梅房」。養徳院伝來「平江條 薄紅梅付 房」に該当
		附属13(2)	萌葱色紐	1筋	長 44.0cm	室町			
		附属13(3)	浅葱色平織裂	1枚	縦 13.0cm 横 8.5cm	江戸			(墨書)「大宗禪師」宗を弘にミセケチ
	3段目 「如意」	衣7	黄地連駁盡芝入斜格子縷直綴	1領	丈 142.0cm 幅 133.5cm	明	附属14 包		
		附属14	浅葱色平絹包	1枚	縦 97.0cm 横 142.5cm	江戸			
箱第4	1段目 「大用」	袈裟8	萌葱地紺五条掛絡	1領	丈 100.0cm 丈(五条) 35.5cm 幅 50.5cm	室町	なし	養徳院伝來「掛羅燃黄」に該当	
		袈裟9	九条袈裟	1肩	丈(長) 157.0cm (袖) 136.5cm 幅 -cm	元	なし		「大応法衣 紋鶴形紫」に該当。開披不能。
		附属15	紅蘿地花唐草刺繡袱紗	1枚	縦 74.0cm 横 74.0cm	元末明初			
		附属16	淡紅地宝入蓮華唐草・牡丹唐草と段草文様緞子 袱紗	1枚	縦 65.5cm 横 62.0cm	明			
		附属17	紅地雲鶴に淡色紙珍替文様縞法衣包	1枚	縦 69.0cm 横 61.0cm	明			(墨書)「大宗禪師(春浦宗熙)法衣包」、養 徳院「大宗禪師法衣、包物緞子」に該当
		附属18	鷄地破れ亀甲つなぎ文様縞法衣包	1枚	縦 64.0cm 横 61.0cm	明			
		附属19	紅地牡丹唐草文様袈裟包	1枚	縦 69.0cm 横 69.0cm	室町			
		附属20	紅靈芝文様緞子座具	1枚	長辺 118.0cm 短辺 78.0cm	明			養徳院伝來「坐具赤地緞子」に該当
	2段目 「松波」	袈裟10	九条袈裟	1肩	丈(長) 123.0cm (袖) 109.0cm 幅 35.4cm	室町	附属21 袋物包		如意庵伝來「九条色黄」に該当するか
		附属21	濃紺色麻製裟包	1枚	縦 90.0cm 横 78.0cm	江戸			
3段目 「義徳」	衣8	紫色平絹直綴	1領	丈 127.5cm 幅 117.0cm	江戸	なし		「紫大衣 太上法皇賜開山」に該当するか	
	袈裟11	九条袈裟	1肩	丈(長) 149.0cm (袖) 130.0cm 幅 351.0cm	元末明初	なし		如意庵伝來「法衣地白綾行浅黃綾」に該當 するか	
	袈裟12	九条袈裟	1肩	丈(長) 138.5cm (袖) 114.0cm 幅 351.0cm	明	なし			
	袈裟3(1)	大牡丹唐草文金糸緞紗	10片	縦 48.2~70.5cm 横 12.5~13.7cm	明	なし		袈裟7より離脱したもの。文書に図あり。	
	袈裟3(2)	中牡丹唐草文金糸縞紗	4片	縦 24.2~62.3cm 横 20.4~29.5cm	明	なし		大用庵伝來。文書に図あり。	
箱5	袈裟7	九条袈裟	1肩	丈(長) 134.0cm (袖) 111.0cm 幅 356.0cm	明	なし		養徳院伝來。昭和19年寄進。	



七条袈裟（袈裟 1）



黃地四葉花折枝文様散紋羅直綴
(衣 2)



同上部分

足利高氏願文

一卷

(古文書・指定)

附 足利尊氏御判御教書

品質形状 楷紙、卷子裝

附 足利尊氏御判御教書

法量 縦三一・八センチメートル、横四五・五センチメートル

時代 南北朝時代 建武二年(一二三三)五

文 「丹波国篠村庄新八幡宮別当職

（龜岡市立文化資料館寄託）
龜岡市篠八幡裏四番地
宗教法人 八幡宮

并免田参町昌参町事、所補任也、
可被致祈精誠之状、如件
建武二年三月廿二日（花押）（足利尊氏）

足利高氏願文

品質形状 楷紙、卷子裝

法量 縦三三・〇センチメートル、横五〇・二センチメートル

時代 鎌倉時代 元弘三年(一二三三)

文 「敬白」

立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之

廟神也、而高氏為神之苗裔、為氏之家督、
於弓馬之道、誰人不優異哉、依之、代々滅

朝敵、世々誅凶徒、于時元弘之明君、為崇神、
為興法、為利民、為救世、被成、綸旨之間、

隨勅命、所舉義兵也、然間、占丹州之篠村
宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之本、有一之
社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵
成就之先兆、武將頓速之靈瑞也、感淚暗催、
仰信有憑、此願忽成、我家再榮者、令
莊嚴社壇、可寄進田地也、仍立願
如件、

(四)

元弘三年二月廿九日 前治部大輔源朝臣高氏 敬

(裏花押)

附属品 漆塗箱 一合

法量 縦三九・二センチメートル、横九・〇センチメートル

(蓋金泥書)「

丹州桑田郡篠村

足利源朝臣

願書并社領寄進狀

(底朱漆銘)「松平忠山公寄附

前妙心齋雲為俗兄

狩野安直重脩飾之

本文書は、足利尊氏(一二三〇五~五八)が、元弘三年(一二三三)四月二十九日に、
丹波国篠村(現龜岡市)の八幡宮の社頭において、後醍醐天皇方に味方し、北
条氏打倒と源氏再興とを祈願して奉納した願文である。料紙は、厚みのある楮
紙を用い、全文は楷書で丁寧に書かれている。本文及び署名とも同筆で書かれ
ており、「前治部大輔源朝臣高氏」と署名する。署名箇所の紙背に、裏花押が据
えられている。

なお、尊氏は、元弘三年五月までは「高氏」と名乗り、六月以降は、後醍醐
天皇から賜つた天皇の名「尊治」の一字「尊」の字を用い「尊氏」と名乗るよ
うになる。紙背にある花押は、足利尊氏が元弘三年四月から五月にかけての時
期に使用していたものである。ただ、江戸時代に施されたと思われる裏打紙に

敬白

立願文

右八幡大菩薩者王城之鎮護我家之
廟神也而高氏鳥神之苗裔烏氏之守舊
於弓馬之道誰人不優異其依之代滅
朝歟世々謀凶徒于時元弘之明君鳥崇神
鳥興法鳥利民鳥故世被於 紿旨之間
隨勅命所舉義兵已然間占丹州之篠村
宿立自旗於楊木本爰於彼木本有三
社奉之村民所謂大菩薩之社壇也義兵
成就之地武將頃達之靈瑞也感彼時催
仰信有事此願忽成我家再榮者令
莊嚴社壇可寄進田地也仍立願

四
件

元弘三年三月十九日前聚落源朝良
印

足利高氏願文

丹波國篠村庄新八幡官別當職

并免田參町島參町事所補住也

可被致祈禱精誠之狀如件

建武三年三月廿二日



理智園御房

足利尊氏御判御教書

したがって、本文書は、足利尊氏が室町幕府成立への動きを決定的なものにしたことを示すものとして、歴史上の意味が非常に大きい。



足利高氏願文裏花押

附指定する足利尊氏御判御教書は、願文の趣旨を受けて、八幡宮に免田、すなわち年貢を免除された田地三町、畠三町を寄進し、同社別当職に理智円房を補任したものである。料紙は楮紙であるが、願文よりも一回り小さく、紙質も落ちる。本文と花押の墨色が異なり、本文は祐筆の手になり、花押はいわゆる青墨であり尊氏自筆と判断され、御判御教書の書式にかなつたものである。御判御教書は、將軍等が自らの意志を直接に伝える文書様式である。宛所の理智円については、明らかにならない。本文書の花押は、先の願文の花押と比較すると、右側への張り出しが力強くなつており、この時期の特色をよく示している。篠の八幡宮は、室町時代を通して足利家の崇敬を受け、丹波国篠庄村、佐伯庄などを尊氏から寄進されている。本文書に「新八幡宮」とすることについても、この頃、足利家の庇護のもと造営がおこなわれたものとみられる。

なお、八幡宮別当職は、觀応二年（一二五二）十月以降、醍醐寺三宝院に再び与えられていることから、関連文書は醍醐寺に多く残されている。

現在、八幡宮に残される足利尊氏関係文書は、この二点のみであり、合わせて江戸時代に龜山藩主松平忠晴（一五九八～一六六九、藩主在位は一六四八～六七）が寄進した黒漆塗りの箱に収められており、巻子に仕立てられたのも同じ時期のことと思われる。忠山は忠晴の隠居後の号であり、また前妙心鰲雲は、妙心寺第二十三代鰲雲元什のことである。

これら二点の足利尊氏関係文書は、合わせて八幡宮の由緒を伝える古文書として保存されてきたものであることから、足利高氏願文を指定し、足利尊氏御判御教書を附指定として、ともに保存を図るものである。

（田中淳一郎）

よつて、花押の一部が隠れたり、花押が見えるように窓を開けた際に墨線まで削りだしたりしているが、当時のものであることが確認できる。

足利尊氏は、鎌倉幕府の命をうけ、後醍醐天皇討伐のために元弘三年四月二十七日に京都を発ち、伯耆国に向かう途中、二十九日に篠村に入った。この地で尊氏は、幕府に反旗を翻し、兵を取つて返し、京都の六波羅探題を討つた。願文文言中に「元弘之明君（後醍醐天皇）」の「勅命に隨ひ、義兵を挙ぐ」とあることから、尊氏は既に天皇の綸旨を得ており、それに従つて行動していたことがわかる。丹波国は、尊氏の母上杉清子の出身地が何鹿郡上杉庄（現綾部市）であることから、所縁の武士が多かつたと思われる。尊氏は、四月二十七日付けで和知の片山氏、丹波国分寺下司の寺町氏等に、後醍醐天皇の勅命に応じるようにとの軍勢催促状を発給しており、京都出発時から丹波での行動を決断していたものと考えられる。

人面付壺形土器 顔面部片

一点（考古資料・指定）

京都市上京区下立堀通新町西入

京都府

京都府立山城郷土資料館保管

法量 最大幅 一六・五センチメートル、最大縦 二二・五センチメートル
最大厚 一・二センチメートル

時代 弥生時代

人面付壺形土器顔面部片は、向日市森本の森本遺跡から出土したもので、弥生時代中期の壺形土器の体部外面に、穿孔によつて目をあけ、粘土貼り付けによつて鼻や眉を立体的に造形することで顔面部を表現した他に類例をみないものである。土器の一部分であり、最大幅十六・五センチメートル、最大縦長十二・五センチメートルを計る一片である。

目は、外側からへらで切りとつて穴をあけ、切れ長としている。上下をまぶた状に盛り上げ成形しており、ふちに細い沈線をめぐらすことで、二重瞼状に表現している。内側は切りとられたままで、調整はされていない。右目は長さ三・四センチメートル、左目は長さ四・〇センチメートルを測る。眉は、断面三角形の角形の粘土紐を貼り付けたもので、ナデ仕上げとしている。左右ともに長さ四センチメートルあり、中央部で接している。鼻は、眉と同様に、断面三角形の粘土を貼り付けて作り、表面はナデ仕上げである。鼻孔を穿ち、非常に写実的に表現する。長さは四・八センチメートル、幅三・〇センチメートルである。

全体の成形は、粘土紐の巻き上げによつて作られており、巻き上げ方向は、目のラインに平行している。外面・内面ともに刷毛目で調整したのち、鼻・眉・目の順に成形されていったことがわかる。裏側は、丁寧な調整が行われていなかつたことから、土面として製作されたのではなく、土器の一部分であったものと考えられる。

胎土は長石・チャート粒を含み、やや粗いもので、この地域の弥生時代中期の土器と共に通しておらず、地元のものと判断される。焼成は良好で、色調は表裏面が黒色、断面が暗灰色である。器形は弥生時代中期の特徴を示す丸まつた型式の壺形土器と判断される。

森本遺跡は、向日市森本町にあり、西から東へむけて傾斜する低位段丘（洪積台地）が平野部にかかるところ、台地の裾部に広がる弥生時代の集落遺跡である。この場所に第三向陽小学校が建設されることになり、昭和四十五年（一九七〇）に初めて発掘調査が実施され、弥生時代中期と後期の水路が見つかり、多数の弥生土器とともに人面付壺形土器が出土した。中期の水路は、北西から南東へ流れるもので、幅は一メートルから一・八メートルあり、両側に矢板を隙間無く打ち込んでいる。後期の水路は、ほぼ北から南へ流れるもので、幅約八〇センチメートルあり、側壁には矢板と棒杭が打ち込まれていた。これらは水路の東側の土壤中でイネの花粉が確認されたことから、北東側の平坦地には水田が広がっていたことが推測されている。遺物としては、土器片のほか、木製平鋸、石包丁などが出土しており、水田稻作を中心とする生業とする集落であったことが知られる。森本遺跡ではその後も発掘調査が行われ、弥生時代をとおして当該地域の大規模拠点集落であったと位置づけられている。範囲は、東西五百メートル、南北三百メートルにわたっている。

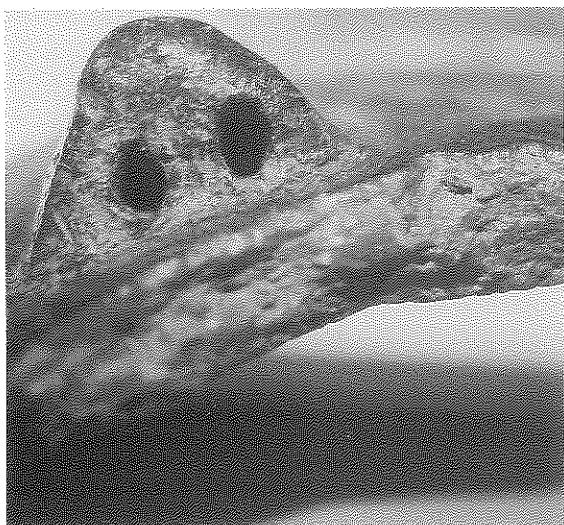
人面付壺形土器は、後期の水路に渡された堰の役目をする丸木（堰木）の下で、側壁の外側にあたる位置から、砂礫にまじつた状態で出土した。このことから、水路築造に先立つて意識的に埋納されたことも考えられるが、出土類例が少ないことから、その性格については明らかにならない。ただ、目が開けられることから、土器としては实用性がないので、日常生活用ではなく、祭り等の儀式に使用されたものと思われる。このような写実的な人面を造形する土器は、西日本では他に類例がなく、京都府の弥生時代を代表する遺物の一つとして貴重なものである。

なお、森本遺跡は、昭和五十三年（一九七八）に遺跡公園として整備され、小学校の授業や地域での文化財啓発事業に活用されている。

（田中淳一郎）



人面付壺形土器



鼻部分



人面付壺形土器裏側

無形文化財

紬織
(つむぎおり)

(指定)

保持者 村上 良子
京都市左京区在住

紬織の概要

紬織は、古来から日本各地で織られてきた絹織物の一つである。日本各地で古代から紬織物の生産が行われていたことは、正倉院宝物に「あしぎぬ」と呼ばれる紬織物が関東、東海、近畿、四国等の旧国名を付けて税として納められていたことから分かる。平安時代や中世には「紬」名の生産品も記録に残っているが、特に江戸時代後期には町人層を中心に需要が増え、養蚕地域を中心に行き、各産地が形成され、「結城紬」や府内でも「丹後紬」の名が知られていた。

各産地の生産形態は、真綿や肩繻から紡いだ糸（紬糸）を使って、農閑期に農家で手機織されていた素朴な絹織物であった。真綿から手紡ぎした不均一の糸を使って平織されたかつての紬織は、一般的な絹織物に比べ、なめらかさや光沢に欠けるものであった。一方、丈夫で軽く着心地の良い紬織物は、絹織物ながら木綿織物のように見え、奢侈禁制の江戸時代にあって武家に限らず町人層にも着用された。各産地では、色無地や縞、絣柄など産地独特の工夫と意匠も加わり、特産品としての地位も次第に獲得していく。紬織は、藍染が主な染色法であったが、明治以降には次第に高級化し、染織作家等により染色法、風合いの工夫がされ、特に近年では多彩な色糸が紬織に採用されている。

近年の多彩な色糸を使った紬織の制作に大きな影響を与えたのは、染織工芸作家志村ふくみ氏（紬織 重要無形文化財保持者）の活動があげられる。志村氏は、特定の師につかず、植物染料に造詣の深かった母に織物を習い、黒田辰秋、富本憲吉といった工芸作家との交流から紬織の研究・制作を進めた。志村氏自らが植物染料を工夫して染めた多彩な色糸を駆使して織り成した紬織作品は、芸

術性の高い現代感覚にあつた工芸作品として高く評価された。紬織は、織り組織が簡単な平織を基本としており、農家の副業として手機織されていたことでも分かるように織ることに高度な技術は必要としない。それゆえ、今日紬織が伝統工芸品としてその芸術性を評価されるのは、優れた風合いを活かし、織り合わされた色糸の微妙な美しさを現代的に表現した、志村氏のような染織作家の創作活動の成果と言える。

「紬織」は伝統工芸技術であるとともに、文化財として重要なことから、今回、京都府無形文化財として指定する。

村上良子
(むらかみりょうこ)

村上良子氏は昭和二十四年秋田県横手市に生まれ育った。村上氏の工芸作家としての原点は、染織工芸作家志村ふくみ氏との出会いであり、同氏の作品制作の態度に大きな影響を受けている。東京造形大学グラフィックデザイン科進学時には、漠然と色彩デザイン等への興味から進学したが、商業主義的な講義内容等への疑問や、自己表現できる何かを見つけたいという思いとともに中途退学した。進路に迷っているときに志村氏と出会い、植物染料などの天然染料で染めた色糸を使って紬織を制作する姿に魅せられ、昭和五十二年から師事し、それ以来京都市内に在住する。同氏の工房で紡織・染色等の技術を基礎から五年間に渡って指導を受けるとともに、草木染など天然素材を追求して紬織作品の創作意欲を身につけていった。

その後、昭和五十六年に独立後、自身の作品制作に努め、昭和六十年第十四回日本伝統工芸近畿展に入選し、昭和六十一年日本伝統工芸展初入選を果たした。以降同展を中心に作品を発表するとともに、個展や志村ふくみ氏との展覧会を開催している。昭和六十三年第十七回日本伝統工芸展近畿支部展で松下賞を受賞し、平成元年第三十六回日本伝統工芸展では、「森に懸かる怪」で東京都知事賞を受賞し、村上氏が目指す「自然をモチーフとした情感」を色彩と絣によって表現したと高く評価された。同年には日本工芸会正会員となり、平成三年からは日本伝統工芸近畿展鑑査委員も度々務めている。

平成十四年第四十九回日本伝統工芸展では「秋過」で高松宮記念賞を受賞した。この作品では、熨斗目小袖に用いられた締切技法という伝統的な手法を使いながら、草木染による透明感のある面を組み合わせて大胆な構成を行い、古典的な定型を脱したと評価された。他の作品例でも示される、抽象絵画をも思わせるような大胆な色面構成で表現される氏の作品は、師である志村ふくみが開拓した繊細で詩情あふれる表現とは異なる、凛とした独自の新しい紬織の世界を創造したと言える。

また、自身の制作活動とともに、平成十一年からは倉敷芸術科学大学芸術学部で染色と織の技術を学生に指導しており、現在同大学教授を務めている。教え子の中からは、日本伝統工芸展へ出品するなど作家活動をする人材も育つており、同氏の後進指導の貢献についても高く評価されている。

村上氏は、自ら草木染した糸を使って、シンプルに自然のモチーフを表現する作品制作を心がけており、自然豊かな環境で育った経験が、さらなる創作意欲につながっているといい、今後も活躍が期待される。

平成十五年日本伝統工芸五十年記念展「わざの美」では、創造性に優れた工芸作家の一人として選ばれ、わが国を代表する紬織作家としてその技術と感性を高く評価されるなど、その存在は重要である。よって今回、京都府指定無形文化財「紬織」の保持者として認定する。

(有井広幸)



村上 良子 氏 紹介写真

(指定)

保持者 羽田 登
京都市上京区在住

友禪の概要

江戸時代の染織文化は、上方を中心とした中期以前と、江戸文化が花開いた後期に分けることができる。中期以前は伝統的な絞染と繡箔などが重厚な美しさを誇り、中・後期にかけては友禪染を中心とした平明で多彩な染の世界が展開する。

江戸時代には、幕府からしばしば奢侈禁止令が出されたが、特に天和三(一六八三)年の禁令は厳しいもので、金紗、刺繍、総鹿子を施した華美な衣服は、作成することはもちろんその着用も禁止された。一方、洗練された華奢なものを作ることを好む方向へ美意識が変化したことともあって、それまでとは違った世界を求めて染が研究された結果、貞享～元禄期に扇絵師宮崎友禪のデザインによつて完成された友禪染である。

友禪染は糊防染を特色とする文様染で、小袖一領を染め上げるためには多くの工程を経るが、自由な構図で、自在に多種の染料を駆使して染め上げる世界屈指の文様染で、時代の好みとも合つて上下の人々に受け入れられ、大いにてもてはやされて、今日に至るまで日本の文様染の代名詞になつた。

友禪染の最も基本的な技法は、手描き友禪で、その工程は多岐にわたる分業からなる。まず、文様の主題、配色、表現技法等を勘案して意匠図案を作成し、生地に青花で下絵を描く。次に、下絵に従つて生地に防染用の糊を置く。糊は米粉を素材とし、現代ではゴム糊を使うことも多い。あたかも糸のように細い糊の線を糸目と称しているが、これこそが細かな文様染を可能にした友禪染の骨格となる。糊置の後生地に豆汁を引き、色を挿す部分に伸子を張り、その下から火であぶつて乾燥させながら色を挿す。そして、文様部分に伏せ糊を行い、地染をしてから蒸して染料を定着させ、水洗いする。ここで不要な染料や糊が

落とされて、友禪文様が染めあらわれる。続いて、湯のし、張りを経て最後に補正をして完成する。

友禪の制作は京都を中心とし、特に京友禪と呼ばれている。金沢、東京などでも制作される。京友禪は洗練された雅やかさを基本に、時代の息吹を最も敏感に取り入れた斬新な図案に大胆な色彩を施した独自性に富み、今日でも全国生産の八割以上は京都で制作されている。友禪染はその完成から今日に至るまで、伝統を重んじた品格の高いものであると同時に、常に現代感覚を取り込んだものであつたからこそ、愛用されてきた。その特徴は現代にも着実に受け継がれており、そこにさらなる可能性が秘められている。

羽田 登

羽田登氏は、昭和十三年に羽田登喜男氏（友禪 重要無形文化財保持者）の長男として、京都市上京区に生まれた。

父登喜男氏は、金沢市の出身で地元加賀友禪の技術を身に付けた後、京都に移住し京友禪の技術も体得した。その作風は写実的な絵模様の加賀友禪、華麗な配彩と雅やかな意匠を誇る京友禪を融合し、簡潔で新鮮な意匠と配色による幅広い作域が評価され、昭和六十三年重要無形文化財保持者に認定された。

羽田登氏は、幼い頃から染織工芸作家である父の制作活動を見て育ち、自ずからその手助けをするようになるとともに、師として指導を受けた。将来の友禪制作を見据えて、描写力を身につける目的で京都市立日吉ヶ丘高校美術コース日本画科を経て京都市立美術大学日本画科を卒業した。昭和三十八年染織作家岸田竹史に師事し、日展、第四回日本現代工芸美術展に初入選。以降日本画、染色作品の発表を続けた。昭和五十四年第二十六回日本伝統工芸展に初出品して入選し、昭和五十九年には日本工芸会正会員となつた。昭和六十年第十四回日本工芸会近畿支部展で大阪府教育委員会賞、平成元年第十八回日本工芸会近畿支部展では「曙」で、京都府教育委員会教育長賞を受賞し、平成二年第三十七回日本伝統工芸展で友禪訪問着「古都隨想」で、日本工芸会總裁賞を受賞した。この作品では、藍色を基調に裾から襟にかけてグラデーションの色を重ね、細

かい縦縞を加えて染め上げた地の上に、変化の大きな網目状の文様を描き、幾何学的表現と色彩の組み合わせの妙が高く評価された。

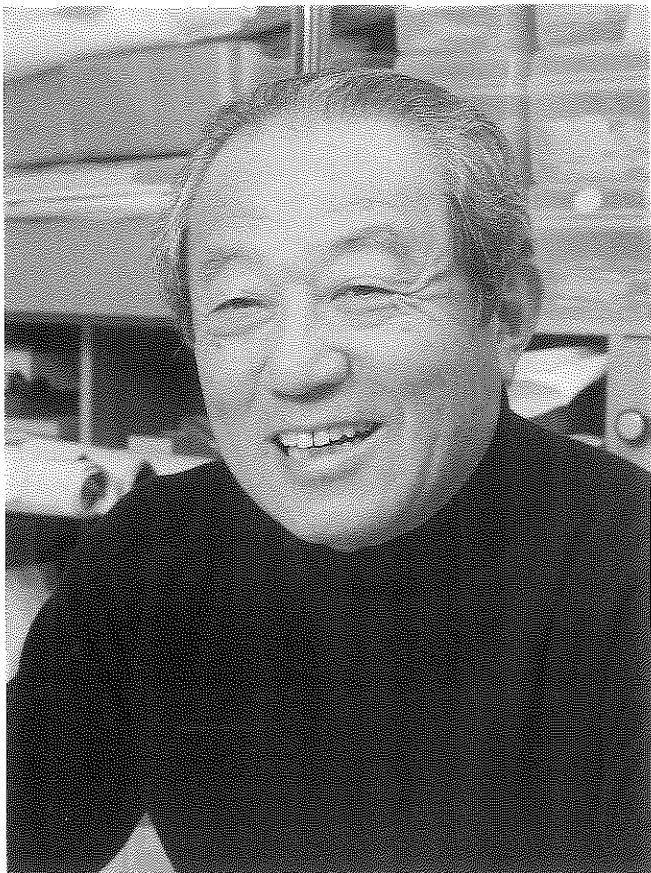
氏は、日本画制作で身につけた描写力を活かして、父登喜男氏と同様に具象的表现も得意とするが、直線・曲線を組み合わせた抽象的表現を用い、色彩表現の細やかな変化を加えた、現代的で洗練された作品制作を行っている。これらの作品は、伝統技法が緻密に組み合わされて多様な模様の変化となり、見るものに様々な心象風景を想起させる、創造性豊かで独特的な作風を形成している。

友禅の作品を海外へ紹介する試みにも積極的に取り組み、平成三年ドイツ・ケルン市で「京都工芸二人展」を開催し、平成八年にはフランスのリヨン染織美術館において、同館主催の特別展「羽田家のキモノ展」を開催して大きな反響を得ている。

後進の指導に熱心なことでも知られている。自らの工房には多くの若者を引き受け、分業制作が一般的な京友禅にあって、同一工房内で一貫制作する経験を積ませ、個々人が友禅制作者として独り立ちできるような指導を心がけ、多数の制作者を育成している。

羽田登氏は伝統的な友禅制作技法を高度に体得しているとともに、昭和六十二年第十六回日本工芸会近畿展からは鑑査委員となり以後連続して務め、平成十四年から工芸会近畿支部染織部会長として後進の指導育成にも精力的に関わっており、その存在は重要である。よって今回、京都府指定無形文化財「友禅」の新たな保持者として認定する。

(有井広幸)



羽田 登 氏 制作風景

史跡名勝天然記念物

田辺天神山遺跡

たなべてんじんやま

(史跡・指定)

京田辺市三山木天神山

学校法人同志社

田辺天神山遺跡は、木津川下流左岸の平地との比高差三十八メートルの北・東・南に眺望の開けた位置にある弥生時代後期後半（西暦二世紀）の丘陵上の集落遺跡である。

昭和四十二年に同志社大学校地学術調査委員会により、田辺校地予定地の発掘調査が行われ、南北約六十メートル、東西約四十五メートルの丘陵平坦地から、約二十棟の竪穴式住居跡及び多数の柱穴が発見された。竪穴式住居跡は、円形、隅丸方形、方形、五角形のものがみられ、時期が経過するに従って円形から方形へと推移したと考えられている。出土土器には時期差が認められるものがあり、同時期に存在したのは数棟と推測される。

出土遺物には、弥生土器、石器（石斧、砥石、石包丁等）、鉄器（刀子等）、銅製飾金具等がみられる。銅製飾金具は、裏側に紐を通す棒状の金具がつく半球形のもので、類似品は朝鮮半島や九州等で出土が知られる貴重な遺物である。

一般に、弥生時代の集落遺跡は、稻作に適した低地や段丘部分に立地することが多いため、稻作に不便な丘陵上に立地する場合は「高地性集落遺跡」と呼ばれ、いわゆる砦や見張り等の防御ための集落として評価されてきた。また、中国の史書『魏志倭人伝』に記述のある倭國の乱とも関連づけられている。

田辺天神山遺跡の発掘調査以降、南山城地域の弥生時代集落遺跡の調査は数多く行われて、現在では丘陵上の弥生時代の集落遺跡が二十例ほど確認されている。ただ、古墳や中世の山城と重複し、弥生時代の遺構が削平を受けている場合が多く、集落域の一部しか確認されていないものがほとんどである。この遺跡のように集落全域の調査が行われ、遺構が良好に残りかつ居住域の範囲や

竪穴式住居跡の形の変遷が明らかとなつた例は少ない。

近年、丘陵上に位置する集落遺跡については、平野部に拠点となる集落がみられないことから低地に居住適地の少ない地域の集落選地と見る意見や、平野部に未だ発見されていない母集落を想定する意見、さらにその選地が広範囲な社会的緊張関係の反映とする意見など、さまざまな考え方があるが、調査された丘陵上の集落遺跡はそのほとんどが消滅しているのが現状である。

田辺天神山遺跡は、遺跡全体が明らかにされたことに加え、良好に整備保存されており、今後の弥生時代の集落遺跡を考える上で、大変貴重であり極めて価値が高い。

(岸岡貴英)



田辺天神山遺跡とその周辺の遺跡 (1/5,000)



田辺天神山遺跡（北から）



1号竪穴式住居跡他（北から）

平安京右京一条三坊九町遺跡

(史跡・追加指定)

京都市北区大将軍坂田町一九番

京都府



遺跡位置図 (1/25000)

平安京右京一条三坊九町遺跡は、京都府立山城高等学校内に位置する。昭和五十四、五十五年に発掘調査が行われた結果、大規模な規格性のある建物跡群が発見され、平安時代前期（九世紀頃）の貴族の大規模な邸宅跡（一町規模、百二十メートル四方）の内容が解明されたこととなった。

主要な遺構は、盛土保存され、昭和五十八年、府の史跡として指定された。

その後、史跡の一部は、整備、活用され現在に至っている。

平成十、十一年の校舎改築に伴う調査では、鷹司小路に面した門跡が発掘された。この門跡は周囲を堀で囲まれた宅地の正門（南門）にあたり、六箇所認められた不整形の柱掘形と円形の柱痕跡から、その構造は四脚門として復元することができる。

その後、この遺構は校舎の建築計画を変更して盛土保存され、校舎のエントランス地面に、遺構表示されている。

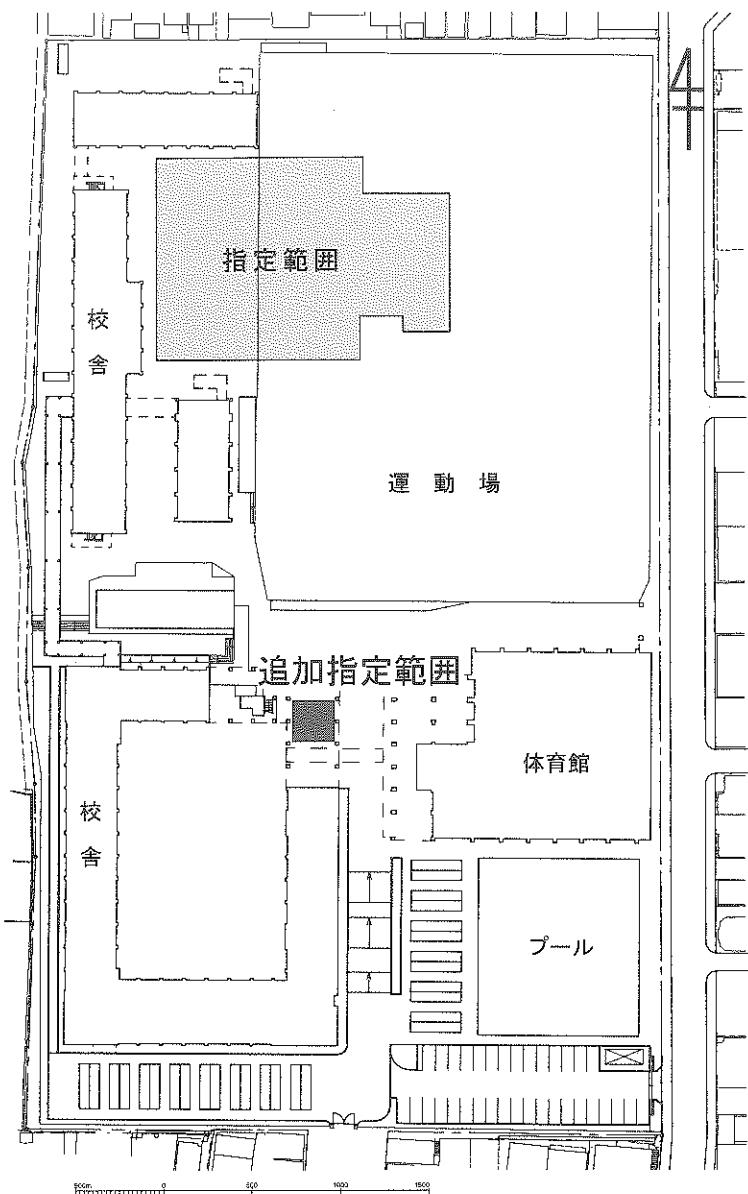
昭和五十八年以降、平安京内では数多くの調査が行われているが、京内の一町規模の宅地において、平安時代前期の大規模な貴族の宅地の主要部分が発掘された数少ない例の一つである。

この門跡は、これら貴重な宅地遺構群を構成する重要な遺構であり、この遺跡を評価する上で欠くことのできないものであることから、現在の指定域と一体的なものと考られ、追加指定となった。

(岸岡貴英)



平安京右京一条三坊九町遺跡四脚門跡
(南から既指定地を望む)



既指定地及び追加指定地



平安京右京一条三坊九町遺跡四脚門跡（北から）

文化財環境保全地区

天満神社文化財環境保全地区

(決定)

与謝郡与謝野町加悦字天神山
宗教法人春日神社及び京都府

天満神社は、与謝野町加悦の小高い丘陵、天神山に鎮座している。天神山のある加悦谷低地は、北は阿蘇海、宮津湾に開け、残り三方は大江山連峰など山々に囲われた谷底平野であり、その中心を野田川が北流している。

神社の由緒については、加悦町誌(昭和六年(一九三一))に記述があり、平安期、菅原道真に仕えたと伝わる倉彦が、その形見を現在の京丹後市峰山町二箇の地に安鎮したことを創社とするという。その後、神社は三度の遷座を経て、永禄年間(一五五八～七〇)に、天神山上に至つたが、東参道の正面にあつた本殿は、昭和二年(一九二七)の北丹後地震の後、現在の位置へ移された。

本殿の座する天神山については数枚の絵図が残されており、描写当時の状況を編年的に追うことで、境内域の変遷を知ることができる。

最も古い慶長七年(一六〇二)の絵図では、天神山足元の三箇寺(宝厳寺、

吉祥寺、実相寺)はまだ創建をみないようで、本神社の境内域は山裾までを含んでいる。東参道には鳥居が配され、天神山上に本殿が座している。約八十年後の天和三年(一六八三)の絵図においても境内域は維持され、現在と同じ位置に宝嚴寺、吉祥寺が記されているものの、両寺境内は天満神社の所有である。両寺が寺地を獲得した時期は、不明であるが、文久元年(一八六一)の絵図では、天満神社の境内域が縮小され、両寺境内は共に寺の所有するところとなっている。明治期の天神山は、社殿の位置を除くと、概ね現在と変わらない。「寺境内外区別取調」(明治十六～十八年(一八八三))では、天満神社の社域は、ほぼ現在と同じであった。慶長の絵図にも見える鍵の手の曲がりをもつた街道は、整ったまちなみを持

ち、天神山も含んで平成十七年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

天満神社の境内地は、天神山上一帯及び参道で、周りを保安林が取り囲む。北、東側には石段を構えた参道、西側には車両用の坂道が境内に通じている。

本殿は、北面して鎮座する一間社流造、銅板葺きの社殿である。屋根正面流れに唐破風を据える珍しい形態を持ち、檼普請で全体的に質の高い彫刻が施されている。棟札等から享保十八年(一七三三)の建立であること、与謝・丹後一円で活躍した大工の手になることがわかつている。

拝殿は、幣殿を介して本殿に接続する入母屋造、銅板葺きの建物である。棟札から昭和五年(一九三〇)の建立とわかり、京都府技師後藤柴三郎の設計とも知れる。細部詳細は、当時の京都府技師設計の意匠傾向を良く伝える。

本殿周囲には、境内社七棟の他に、鎌倉時代の作と伝わる府指定(平成七年(一九九五))の燈籠等工作物や神社関連施設が建っている。東側参道には、神社の表構えに相応しい表参道(石段)、石造の明神鳥居に加え、常夜灯や手水舎、燈籠等が配される。北側参道には元禄六年(一六九三)の明神鳥居や常夜灯が建つ。四月に催される祭りの巡行経路には表参道が含まれ、神輿を担ぎ急勾配の石段を昇降する姿は、町の風物詩となっている。

これらの文化財を保護する天神山は、標高六五メートル程の花崗岩の風化した丘陵で、境内林の東側斜面は急傾斜となつていて、

境内林の植生は、二つの群落、スギ・ヒノキ植林とスギ・ヒノキ若齢植林となる。最上層に優先している種として、スダジイ林、シラカシ林、クサギやヤマウルシ等の先駆性低木林、アカマツ二次林、緑の多い住宅地の五つが認められる。境内地東側の植生は、スギ・ヒノキ(植栽)も混生しているが、主にスダジイの大径木が優占する。西側は主にヒノキの大径木が目立つ植林で、樹高により二段の群落に分けられる。大径木においては老木化したものが見られ、境内林の保全方針により、樹林の構成は変化するものと考えられる。

天満神社の境内は、大径木を有するスギ・ヒノキ植林によって外界と隔離された閑静な環境のもと、本殿を中心とし、吾野神社等七社が鎮座し、樹林と社殿、工作物が一体となつていて、このように、天満神社境内では、諸要素が複合

して優れた神社環境を保つており、府指定の文化財保存を図る上で欠かすことのできない地区となっている。

(岡本公秀)



天神山東側の表参道



天満神社拝殿をみる

文化財紹介シリーズ⑦ [美術工芸品編]

古文書・歴史資料の調査について

史料調査事業の概要

我が国には、古代から近代にいたる膨大な量の古文書、歴史資料群が各所に伝来する。いうまでもなくこれらの史料群は、先人の築き上げてきた歴史、文化を理解するうえでの基礎史料となるものであり、十分な保存措置が図られ、そのうえで利活用されることが望まれる。とりわけ、京都府内の各地には質量ともに豊富な史料群が伝えられ、これまでにも自治体、大学、博物館等により、各自の目的に応じた史料調査が行われてきた。文化財行政においては、昭和五十年（一九七五）の文化財保護法の改正にて歴史資料分野が保護の対象となり、またこの頃から古文書についても、古文書群全体を保護対象として位置づけるようになつた。一例をあげれば、東寺百合文書（京都府蔵、府立総合資料館保管）は、奈良時代から江戸時代にいたる二万点を超える膨大な量の文書群であるが、十五年を越える整理、目録作成作業を経て、昭和五十七年に重要文化財に指定され、平成九年（一九九七）には、群としてのまとまりが評価されて、国宝に指定された。

このような状況の中、昭和四十七年度から古文書等の調査事業に対する国庫補助事業が設けられ、京都府では同年度から国の補助金をうけた調査事業を企画し、府内に残る古文書や歴史資料の調査を進めてきた。この事業は、「我が国の歴史・文化の解明に必要な史料の散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために」、地方公共団体が事業主体となり行うものであり、今日、多量の史料群を調査するうえにおいて有効な事業となつていている。

補助対象となる史料は、

(一) まとまって一箇所に伝存し、調査によつて当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。

(二) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによつて、その価値が明らかにされるもの。

(三) その他上記事項に準ずるもの。

となつてゐる。先述したように京都府には、寺社文書を中心にして、多量の古文書が伝わつており、所有者のみの負担によつては調査・整理が行き届かない場合もみられることから、京都府教育委員会が主体となつて調査事業を継続して取り組んできた。調査は、調査対象の史料・資料に精通されている大学教官等を主任調査員に、日本史学等を専攻する研究者や大学院生等を調査員・調査補助員に委嘱し、一件の史料群に対して数年をかけて実施してきた。

京都府がこれまでに行つた調査は、別表のように十六事業を数える。いずれも調査成果を古文書目録として刊行し、府民をはじめ研究者の利用の便を図つている。

また、市町村が事業主体となつたものには、次の三事業がある。一つは昭和六十一・六十二年度に京都市が実施したものとして、京都枡座福井家資料の調査がある。これは、江戸時代に西日本の枡を管理した枡座の福井家に伝わる古文書や枡を調査したもので、調査後は一括して重要文化財に指定された。一つは、平成十二年度から十三年度に八幡市が実施した松花堂昭乗関係資料調査である。昭乗は江戸時代初期に活躍した石清水八幡宮の社僧で、書・画・茶の湯に秀で、特に書は、松花堂流（瀧本流）と呼ばれる書風を創始し、寛永の三筆に数えられる。府内に伝来する昭乘に関する書・画・茶道具・歴史資料など百六十九点を対象に調査を行つた。いま一つは、平成十五年から十九年度の五カ年継続事業として丹後市（十五年度は久美浜町）が実施している、熊野郡久美浜稻葉家文書調査がある。稻葉家は久美浜にあつて、江戸時代には久美浜代官所や近隣諸藩の掛屋を

資料調査事業（古文書調査、歴史資料調査）一覧

番号	事業種別	事業名	調査年次	報告書名	所蔵者名・所在地	時代	点数	調査後の指定	備考
①	古文書等緊急調査	本法寺古文書調査	昭和47・48	本法寺古文書目録	京都市上京区 本法寺	鎌倉～明治	1,706		
②		曼殊院古文書・聖教調査	昭和49・50	曼殊院古文書・聖教目録	京都市左京区 曼殊院	平安～江戸	1,374		
③		浄土宗西山派三本山古文書調査	昭和51・52	浄土宗西山派三本山 誓願寺・光明寺・禪林寺古文書目録	京都市中京区 誓願寺	鎌倉～江戸	220		
④					長岡京市 光明寺	江戸～明治	186		
⑤					京都市左京区 禪林寺	鎌倉～明治	1,418		
⑥		天龍寺古文書調査	昭和53・54	天龍寺古文書目録	京都市右京区 天龍寺	鎌倉～明治	1,865		
⑦		実相院古文書調査	昭和55・56	天台宗寺門派 実相院古文書目録	京都市左京区 実相院	鎌倉～明治	4,105		
⑧		尼門跡寺院古文書調査	昭和57・58	尼門跡寺院大聖寺・ 宝鏡寺・靈鑑寺古文書目録	京都市上京区 大聖寺	江戸～明治	335		
⑨					京都市上京区 宝鏡寺	鎌倉～江戸	1,076		
⑩					京都市左京区 靈鑑寺	江戸～明治	65		
⑪	古文書調査	本能寺古文書調査	昭和59	本能寺古文書目録	京都市中京区 本能寺	鎌倉～昭和	1,744		
⑫		東寺勅智院金剛藏聖教調査	昭和48～60	東寺勅智院金剛藏聖教目録	京都市南区 教王護国寺	奈良～江戸	15,402	重要文化財	
⑬	古文書調査	三上家古文書調査	昭和61・62	丹後国与謝郡宮津元結屋三上家古文書目録	宮津市 三上家	江戸～明治	7,222	府指定	丹資寄託
⑭		正法寺古文書調査	昭和63～平成2	山城国綴喜郡八幡正法寺古文書目録	八幡市 正法寺	鎌倉～明治	9,383	府指定	丹資寄託
⑮		円光寺木活字関係歴史資料調査	昭和63～平成2	円光寺所蔵伏見版木活字関係歴史資料調査報告書	京都市左京区 円光寺	江戸～大正	52,320	重要文化財	
⑯		丹後漁業関係古文書調査	平成3～5	丹後漁業関係古文書目録	与謝郡伊根町 龜島区	江戸～大正	2,564		丹資寄託
⑰					与謝郡伊根町 平田漁株	江戸～昭和	2,127		
⑱					与謝郡伊根町 日出区	江戸～昭和	1,616		丹資寄託
⑲					与謝郡 伊根漁業協同組合	明治～昭和	384		丹資寄託
⑳					旧伊根町水産資料館	江戸～大正	35		丹資寄託
㉑					岩崎英精氏収集文書	江戸～明治	109		丹資保管
㉒					与謝郡伊根町 蒲入区	江戸～大正	276		丹資寄託
㉓					舞鶴市 徳永家	室町～大正	796		
㉔					宮津市 宮崎家	江戸～明治	140		丹資寄託
㉕					京丹後市 永雄家	江戸～明治	848		丹資寄託
㉖					京丹後市 神谷神社保管文書	江戸～明治	786		神谷神社保管
㉗	史料調査	鹿王院文書調査	平成6～8	鹿王院文書目録	京都市右京区 鹿王院	平安～昭和	5,400	府指定	
㉘		興聖寺一切経調査	平成6～9	興聖寺一切経調査報告書	京都市上京区 興聖寺	平安～室町	5,261		
㉙	史料調査	賀茂別雷神社古文書調査	平成9～14	賀茂別雷神社文書目録	京都市北区 賀茂別雷神社	平安～昭和	13,639	重要文化財	
㉚		神護寺聖教調査	平成15～17	神護寺聖教目録	京都市右京区 神護寺	平安～明治	3,500		

勤めた豪商で、明治以降は京都府会議員を勤めた。稻葉家文書は、江戸時代中期から明治にかけての文書約二万通で、久美浜を中心とする丹後・但馬地域の歴史を明らかにするうえで欠かせない文書である。

調査対象文書の概要

ここでは前頁に掲出した調査事業の概要を記す。

①本法寺は、京都市上京区にある日蓮宗の寺院で、室町時代に日親によって四条高倉に開かれた。日親は、足利義教に弾圧をうけ、「なべかむり日親上人」として著名である。寺地は、豊臣秀吉により現在地に移転した。文書には、日蓮御書や中山法華經寺との往復文書、本阿弥光悦や長谷川等伯関連文書など、宗派史のみではなく京都の文化に関するものも数多い。

②毘沙門院は、左京区にある天台宗門跡寺院で、経蔵に納められている古文書と聖教について調査を行った。歴代天皇の縁賣、口宣案、女房奉書等、歴代將軍の朱印状、御教書、奉書等がまとまっている。また、聖教類としては、天台密教の記録類がまとまって伝来している。同寺には、もう一つの宝蔵があり、天皇宸翰等が納められているが、こちらについては未整理となっている。

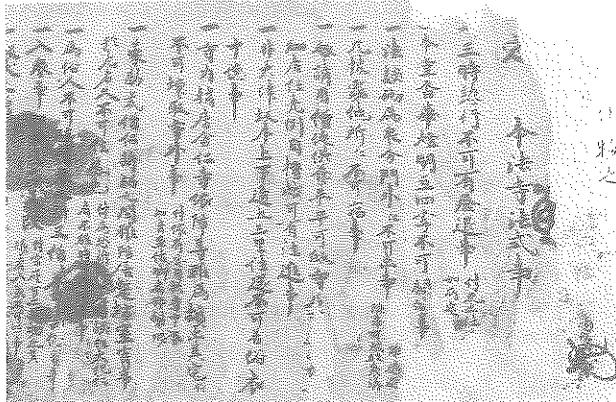
③浄土宗西山派は、浄土宗のなかでも法然の弟子証空を祖とするもので、証空が西山善峰寺に居住したことから西山義と呼ばれ、さらに宗派名となつた。法然を荼毘に付したと伝える長岡市粟生光明寺、深草派の誓願寺、禪林寺派の禪林寺を本山としており、これら三本山に伝わる古文書の調査を行つた。とくに室町時代から江戸時代初頭における光明寺と禪林寺との西山派内部での本山（主導権）争いに關する史料など、宗派の歴史を考えるうえで貴重な資料が多い。のちに禪林寺文書は、大正大学から『京都永觀堂禪林寺文書』（一九九二）として翻刻出版されている。また光明寺文書のうち主なものは『長岡市史』資料編Ⅱに翻刻掲載されている。

④天龍寺文書は、京都五山の一である嵯峨天龍寺に伝来している古文書である。開創以来の古文書が成巻されて残つており、天龍寺の歴史を知るうえだけでなく、南北朝時代から室町時代にかけての五山制度草創期の京都における臨済宗の動向を知るうえでも重要な文書である。また、江戸時代のものでは、寛永以来の年中記録があるほか、嵯峨角倉屋敷に関するものも多い。また、室町時代後期から江戸時代にかけての住持職補任の文書である公帖がまとまって伝来していることも注目される。なお、諸塔頭寺院に所蔵される文書等の調査が実施できていない。

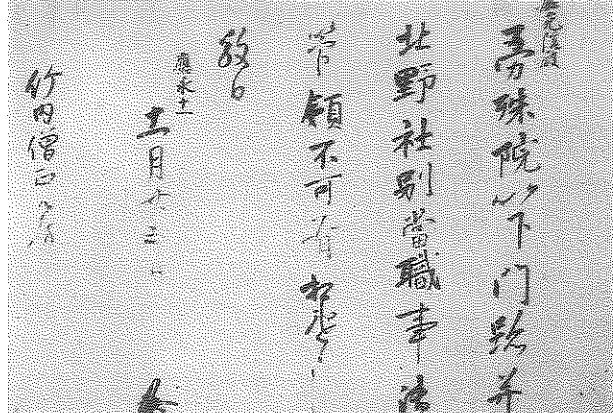
⑤実相院は、左京区岩倉にある天台宗の寺院で、摂関家の師弟が入寺した。当初は北区紫野、その後上京区実相院町に移り、応仁の乱による焼亡の後、岩倉に移つた。実相院に伝わる古文書は、歴代の門跡に関するものがまとまっている。ほか、大雲寺の文書も多く伝わっている。大雲寺の寺内組織を明らかにする内容である。また、同じく岩倉にあつた日蓮宗證光寺（廢寺）の文書も移つてている。江戸時代では、北山村・吉祥院村・神足村・近江穴太村などの寺領各村の関係文書、とくに絵図や庶民金融関連文書があり、庶民相手に金融を営んでいたことがわかる。また、聖教類も含まれている。

⑥尼門跡寺院としては、臨済宗に属する京都市上京区の大聖寺、宝鏡寺、左京区の靈鑑寺の調査を実施した。大聖寺は、近世の宸翰和歌類や宮中女房の消息などが中心である。宝鏡寺は、尼門跡寺院の第一位として、中世から近世にかけての寺領莊園や村に関する古文書がまとまって残つているが、時間が足らず調査未了となつていて。靈鑑寺は、六五点で正保元年からの御日記などが注目される。

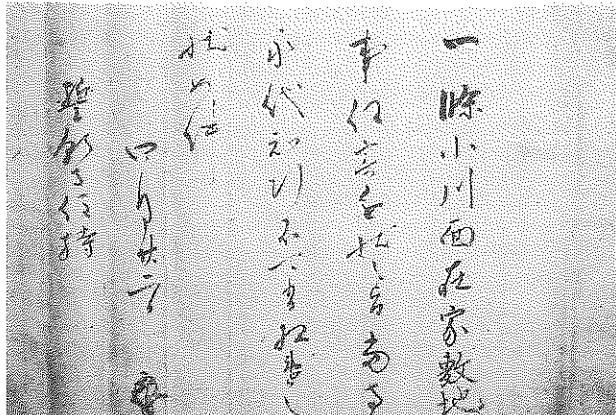
⑦本能寺は、京都市中京区にある法華宗の大本山で、旧所在地である六角油小路にあつたときに起きた本能寺の変で、殊に著名である。豊臣秀吉のときに現在地に移転した。寺の歴史を物語る古文書群が残されており、本尊曼荼羅や日蓮・日隆の書状など、法華宗にとって貴重なものが多い。古文書以外の文学資料等が未調査のままとなつていて。『本能寺史料』全五冊として出版刊行されている。



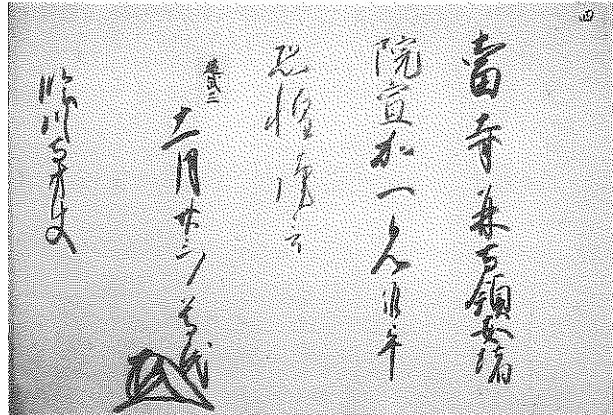
(室町時代後期) 本法寺法式（本法寺文書）



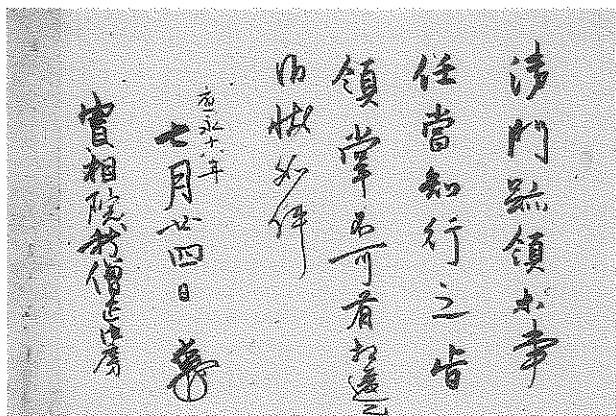
応永11年(1404)11月25日足利義満御内書
(曼殊院文書)



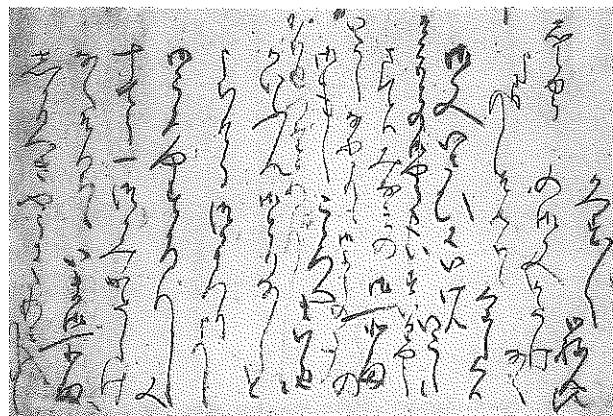
永享12年4月(1440)4月22日一条兼良安堵状
(誓願寺文書)



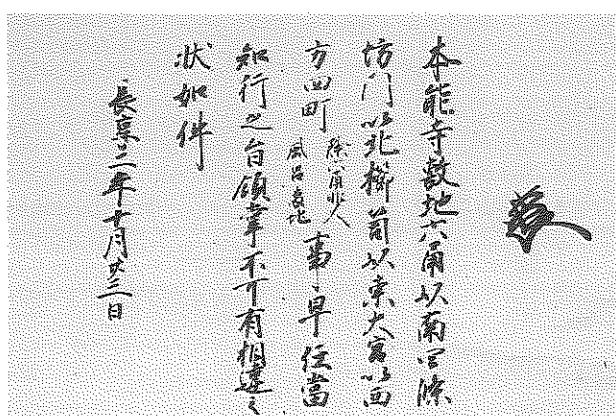
建武3年(1336)11月23日足利尊氏自筆御内書
(天竜寺文書)



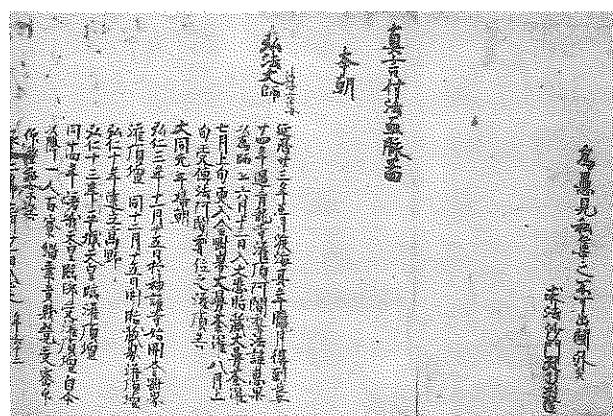
応永18年(1411)7月24日足利義持御判御教書
(實相院文書)



(安土桃山時代) 明智光秀書状（宝鏡寺文書）



長享2年(1488)10月23日足利義政御判御教書
(本能寺文書)



(南北朝時代) 真言付法血脉図（東寺勸智院聖教）

⑧東寺勸智院聖教は、総数一万五千四百二件を数えるまとまつた真言密教の典籍・聖教類であり、宗派として最も大切なものであった。調査は、十三年を要し、目録二十一冊を刊行した。昭和六十一年に調査終了を待つかたちで「東寺觀智院聖教文書類」として重要文化財に指定された。

⑨三上家は、宮津市河原にあり、宮津城下町の町名主を勤めた家である。自家経営としては、酒造業、廻船業、糸問屋等を手広く営んでいる。古文書からは、三上家の宮津藩御用商人としての活動がわかり、また明治期のものとしては天橋義塾を中心とする自由民権運動の史料が多くある。しかし、調査期間内には全点の調査は終わらせることができず、一部の近代文書及び新たに見つかった近世近代文書については引き続き調査整理を行い、平成十三年に目録続編として成果を公刊した。また、天明三年（一七八三）に建てられた主屋をはじめとする旧三上家住宅は重要文化財に指定されており、現在は宮津市の所有となり整備公開されている。

⑩正法寺は、八幡市八幡清水井にある浄土宗の名刹である。鎌倉時代に開かれ

たが、正法寺の寺盛が栄えたのは、室町時代末期から江戸時代にかけての時期である。文書のなかに、現在の本堂（重要文化財）が寛永七年（一六三〇）に相応院の寄進によって建てられたときの記録がまとまって残っている。中世の土地売

券が約三百点含まれており、これらの文書の分析から、八幡地域の古い地名が明らかになつた。正法寺文書は、平成四年に府指定文化財となつた。現在は、全点が山城郷土資料館に寄託されているが、展示収蔵庫が建設中であり、今後は、全点ものが正法寺にて随時展示公開されていく予定である。

⑪円光寺は、慶長六年（一六〇一）に徳川家康によつて伏見に創建された臨済宗の寺院で、家康の寺社行政ブレーンであつた閑室元信を開山とした。これに先立ち元信は、慶長四年に家康から木活字十万本を下賜され、伏見版の刊行をはじめている。以後慶長十一年までに、『孔子家語』『六韜』『三略』『貞觀政要』『周易』

『七書』を刊行している。現在五万個以上の木活字が残つている。これらはいずれも桜材であり、日本で製作されたと考えられる。字面の大きさは十二ミリメートル×十六ミリメートル程度である。その後、木活字による印刷出版はほとんど行われなくなり、木版印刷が主流となつた。日本出版印刷史上からも貴重な資料である。

なお、円光寺は、慶長八年に相国寺内に移転し、さらに寛文七年（一六六七）に一乗寺村の現在地に移り、南禪寺末寺となつた。

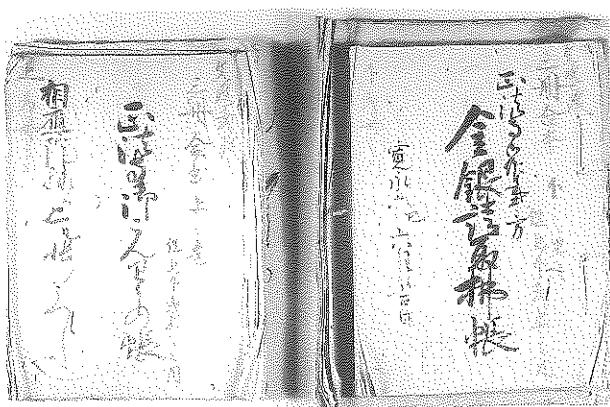
⑫丹後漁業関係古文書は、「散在しているが、特定の歴史事象に関するもので括的に調査することによって、その価値が明らかにされる」史料に対する調査として、中世から近世、近代に及ぶ丹後漁業の歴史を明らかにする上で必要な、代表的な漁村の文書を一括して調査したものである。対象にした古文書は、与謝郡伊根町伊根の亀島区有文書・平田漁株文書・日出区有文書、舞鶴市蒲入区有文書、京丹後市神谷神社保管文書（久美浜庄村屋家の文書）など、総数九千六百八十一点になる。古文書のなかには漁場の絵図もあり、江戸時代の丹後漁業の実態がわかる。特に府内随一の水揚げを誇る伊根浦には、大量の古文書が伝来しており、その歴史的実態が明らかになつた。また、同じ丹後でも、漁村により漁業経営の形態が異なることが把握できたことなど、その成果は大きいものがあつた。

⑬京都市右京区嵯峨に所在する鹿王院は、南北朝時代の康暦元年（一三七九）に足利義満が春屋妙葩を開山として建立した宝幢寺の開山塔に始まる臨済宗寺院である。調査では同院に伝わる平安時代から近代にいたる文書群全体、五千点余の文書の整理を行つた。古文書は、五山禅林の発展に功績があつた春屋妙葩の事績に関連する文書を筆頭に、京都における禪宗史、政治史など研究上有高い史料価値をもつものである。

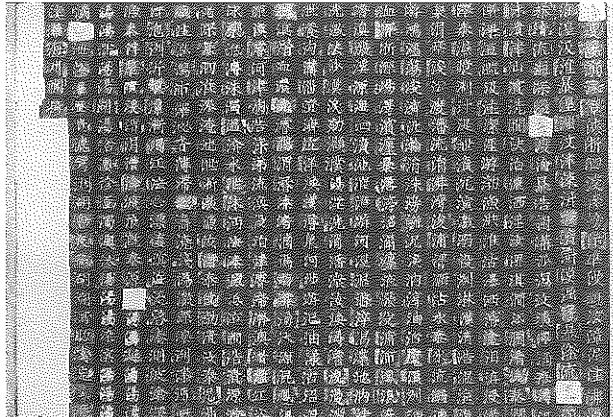
⑭興聖寺は、京都市上京区に所在する臨済宗興聖寺派の本山寺院で、桃山時代に虚応円耳が創建した大昭庵の敷地に、慶長八年（一六〇三）古田織部が諸堂を



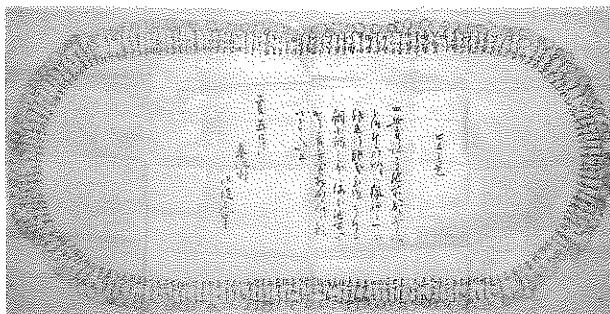
(江戸時代後期) 宮津町触（三上家文書）



寛永 6 年 (1628) 正法寺御こんりう (建立) の帳
(正法寺文書)



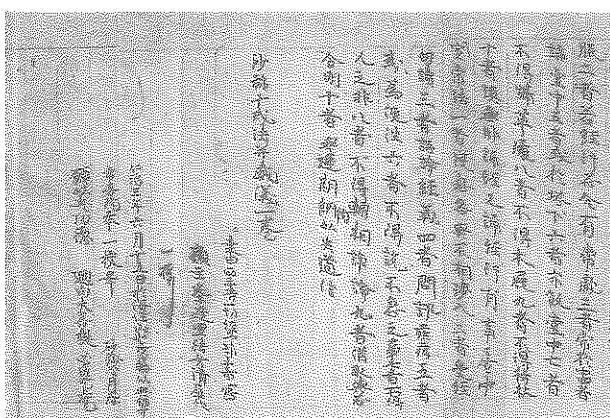
(江戸時代前期) 伏見版木活字（円光寺所蔵）



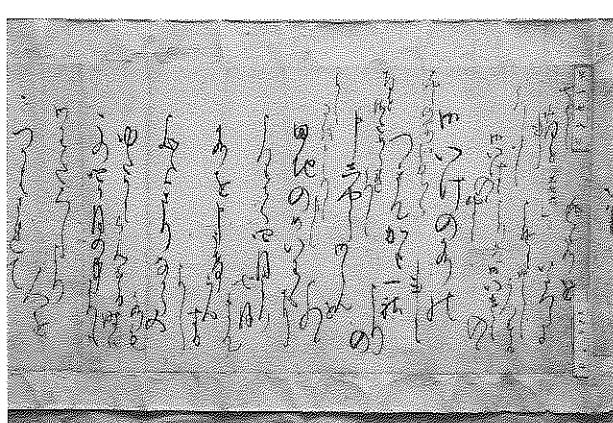
亥 (寛保 3 年カ (1743)) 5 月亀嶋村百姓傘連判状
(亀島区有文書)



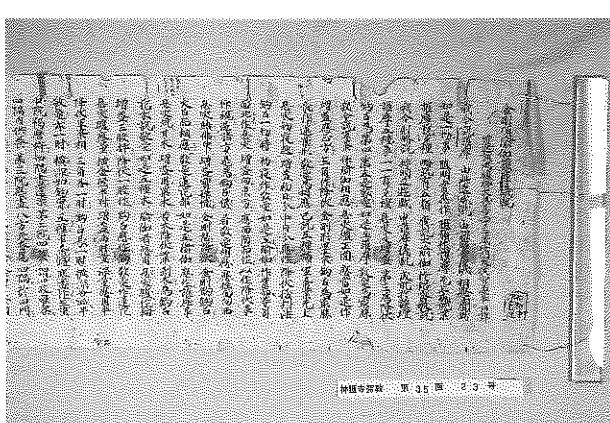
康暦 2 年 (1380) 4 月 15 日足利義満御内書（鹿王院文書）



(平安時代後期) 沙弥十戒法并威儀（興聖寺一切經）



天文 22 年カ (1553) 後奈良天皇女房奉書
(賀茂別雷神社文書)



(平安時代後期) 金剛頂瑜伽護摩經儀軌（神護寺聖教）

建立したことに始まる。五千一百六十一帖を数える一切経を調査した結果、本一切経は、平安時代後期（十二世紀）に丹波国桑田郡小川郷（現亀岡市）に所在した西楽寺にて書写されたものを中心とし、鎌倉時代前期に海住山寺（現加茂町）に移り、慶長三年にいたつて興聖寺にもたらされたものであることが判明した。

⑯賀茂別雷神社（上賀茂神社）は、古来より賀茂県主の系譜を引く同族により奉仕されてきた由緒ある社で、平安京遷都以降は皇城鎮護の神として、中世以降は山城国一宮として朝廷・幕府をはじめ、多くの人々の信仰を集めてきた。調査対象としたのは、平安時代後期の文書を最古のものとして、近代にいたる約一万四千通の古文書群であるが、とりわけ室町時代後期から江戸時代前期の古文書がまとまって伝来する点は特筆される。内容は、祭祀、芸能、造営、所領支配、神社運営など多岐にわたり、賀茂別雷神社のみならず京都の歴史を知るうえでの基本史料のひとつに位置づけられる。

調査後の管理、活用と課題

調査後に文化財指定を受けたものは、計六件を数える。東寺勧智院聖教文書類（昭和六十一年、一万五千四百二一件）、円光寺伏見版木活字（平成四年、五万二千三百二十個）、賀茂別雷神社文書（平成十八年、一万三千六百三十九点）の三件は重要文化財に、正法寺文書（平成四年、九千三百八十三点）、三上家文書（平成十三年、一万三千二十七点）、鹿王院文書（平成十七年、四千六十六通）の三件は京都府指定有形文化財にそれぞれ指定された。

いを考慮すれば、個々の状況に応じ慎重に対応すべきであり、安易に原本を取り扱うことは慎むべきである。三上家文書や正法寺文書のように、古文書等の利用機関に寄託された場合は、原本閲覧の機会は比較的作りやすいといえる。そこで、原本に替わるものとして写真版の整備を進めるべきであろう。撮影の手間と焼き

付けの費用とを考えると、近年ではデジタルカメラとパソコンコンピュータによる閲覧という方法も一考に値する。しかし、媒体の耐久度や閲覧の便を考えたときに、フィルムと紙焼きに、まだ一日の長がある。デジタルカメラ撮影の場合、撮影の都度プリントアウトを作成しておくべきであろう。

また、これまでの調査におけるいくつかの問題点も残っている。早い時期の調査では、調査期間が限られたために、ある程度調査範囲を限定せざるを得なかつた場合がある。そのために、全ての文書の調査ができていない場合や、古文書以外の史料たとえば聖教類や典籍類を対象としなかつた場合などがある。天龍寺では調査終了後にあらたに古文書が見つかったり、禪林寺では経蔵内の聖教類を対象としなかつたことなどがあげられる。三上家文書の場合のように、文化財指定調査として調査を継続できたケースは稀である。

これら古文書や歴史資料群の調査には、膨大な手間と時間を要することもまた事実である。あるいは、調査を始めることによって新たに史料が見つかる」ともよくある話である。このように手間のかかる調査のみならず、その後の管理上においても、調査者と所有者との相互の信頼関係が基礎になると肝に銘すべきであろう。

また近年は、平成十四年に京都府行政文書一万三千点余（江戸～昭和）が重要文化財に指定されるなど、以前にも増して近代の歴史資料が調査の対象となる事例が増えてきている。さらに、指定制度に加えて平成十七年からは、国の登録文化財制度が施行され、文化財として保護の対象領域が拡大された。今後は、さらに関係する多くの人々との連携をとりながら文化財の調査、保護、さらには活用がなされるよう努める必要があろう。

（田中淳一郎・地主智彦）

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成 18 年 8 月 1 日現在)

種別 区分	建造物		美術工芸品							無形文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	保全地区時 代選定	技術選定	総合			
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料	歴史資料		風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	記念物	然然						
指 定	57	△2 9 16	△6 2	4	7	△1 1				△2 15 (認定1) 1	△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15		△6 55		
	58	△2 9 22	△3 6	4	4		△1 2		△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9		△3 47	
	59	△1 7 18	△3 3	3	2		△1 1		△2 10		△1 1	6	7	2	3	1	6	△1 31	11		△4 42		
	60	△1 7 11	△2 3	3	2		△1 2	1	△1 11					2	1	2	5	△2 23	4		△2 27		
	61	△1 10 39	△15 1		1	1			3					△1 2	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23		
	62	3 3	8 11	3	3		△1 4	2	△1 12					1	1	1	3	△1 18	4		△1 22		
	63	△1 3 11	△6 3	3	1		△1 3	1	△1 11					1	1	2	△1 16	1		△1 1	△1 18		
	元	4	9	2	1		△1 2	1	△1 7 (認定1) 2	△1 1				1	1	2	△2 16	1			△2 17		
	2	1	1	1	4		5	1	12			3		3	1	1	2	18	2		(認定2) △2 2	22	
	3	6 12	12	3	2	4	2	1	△1 12 (認定4) 4								△3 22			(認定1) △1 1	△4 23		
	4	△1 4 16	△4 1	1					1		3			1	1	2	△1 9	1			△1 10		
	5	5 13	13	1	1	1	1	1	5					1	1	11	1				△1 12		
	6	2 9	2	2	1		3	1	△1 9 (認定2) 2					1			△1 14	1			△1 15		
	7	2 6		2	2		2	1	△1 2 (認定2) 9	△1 1							△1 12	1			△1 13		
	8	3 6	2	2	1		2	2	△1 9 (認定2) 1								△1 12	2			△1 16		
	9	3 9	1	1	1	1	2	1	△1 1 (認定2) 8	1				1			1	13	1			14	
	10	3 14	14	2	1	1	1	1	△1 2 8					1	1	12	1					13	
	11	2 17	17	2		1		1	6					1	1	9	1					10	
	12	△1 3 12	△1 2	△1 1	1		2	1	△1 1 △2 8					1			△3 12	1			(認定1) △1 14		
	13	5 20	20	2	1	1	1	1	△1 1 7					1			1	13	1			14	
	14	4 11	11	1	1	△1 1	1	1	△1 1 7					1			1	△1 12	1			△1 13	
	15	3 10	10	1	1	2	△1 2		△1 8					1	1	△1 12	1					△1 13	
	16	3 8	8	1	1	1	2	2	△1 1 △2 1	△1 8 (認定1) 1						1	1	13	1			14	
	17	3 3	3	2	1	1	1	1	△1 1 △2 1	△1 6 (認定2) 1					1		1	11	1			12	
登 録	指 定 計	△10 104	△41 301	△1 46	△2 43	△1 38	△2 13	△5 39	△1 19	△13 13	△16 211	△6 13	△1 2	△1 7	△1 13	△2 20	△1 22	△1 17	△1 16	△3 55	△34 405	△5 67	(認定5) (認定23) △39 7 479
	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1		▲2 12				6	6				▲4 43				▲4 43
	58	7 11		2	1				3				4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19			▲1 19	
	59	▲1 11	▲1 15		2				2				5	5			1	1	19			▲1 19	
	60	5 11		2					2			1	1	5	6								14
	61	6 9	9	1	1	2		2	1	△1 1	8		6	3	9								23
	62	4 10	10	2		2		2		△1 4			2	5	1	6							16
	63	1 5								4			1	5									6
	元	2 8	2	1					1			4	2	3	5								12
	2	2 2	2	2					2			1	3	3	3								8
	3	1 1										2	2										3
	4	▲1 4	▲1 5				3		3			2	2						▲1 9				▲1 9
	5	1 1										2	2										3
	6	2 2	3									1	1										3
	7	2 2	3									1	1										3
	8	1 1										1	1	2	3								3
	9	1 1										1	2	3									4
	10	1 1										2	1	1									4
	11	1 1										1	1										5
	12	1 1										1	1										2
	13	1 1										1	1										2
	14	1 1										1	1										2
	15	1 1										1	1										2
	16	1 1										1	1										1
	17	2 3																					2
登 録 計	▲4 84	▲9 144	8 10	▲2 9	1	8	1	1	▲2 38		12	23	45	68				▲1 6	▲1 6	▲7 208			▲7 208
	△10 188	△41 445	△1 64	△2 53	△1 47	△2 14	△5 47	△1 20	△13 14	△16 249	△1 13	△1 14	30	58	88	22	17	22	61	613	67	7	687
(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。																							
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。																							
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。																							
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。																							

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成 18 年 8 月 1 日現在)

種別 △ 市町村	有形文化財												無形文化財	民俗文化財			史跡	天然記念物			小指定登録	保文化全財地環境区域	選定保存技術	合計						
	美術工芸品													有		無			史跡											
	建造物		絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考古資料	歴史資料	小計	形	形		指定登録	登録	指定登録		指定登録	登録	指定登録										
	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録		指定	登録	指定		指定	登録	指定										
京都市	41	6	18		14	15	4	9	7	7	74	5		1		1	2	3	1	2	128	8	1	2	139					
向日市	2	1															1	1				4	1			5				
長岡京市		1	2		4				2	1			9						1		10	1	1		12					
大山崎町		1			1						2											2	1			3				
宇治市	7	3		3	1			2	2		8							1	2			18	3	2		23				
城陽市		4		1						1	1	1					2					1	7	4		12				
八幡市	3	2		1	2			1			4							1	1	1	10	2	2			14				
京田辺市	1	5		2	1			1	1	1	4	2					1				6	7	6		19					
久御山町		1						1			1						1					3				3				
井手町	1	1			1			1			1	1								1	3	2	2		7					
宇治田原町		2															1					3	2			5				
山城町	2	3		1									1				1				2	5	3		10					
木津町		3		1	1								1	1			1	1	1			3	5	2		10				
加茂町	2	2		3	2	2	1				1	8	3				3	3	1		1	10	11	3		24				
笠置町		2				1		1			2						1				2	3	1			6				
和束町		1	2		1						3				2	1				1	4	4	1		9					
精華町		1			1						1					1					2	1	1			4				
南山城村		2	2					1			2	1				1					3	3	1			7				
亀岡市	2	6	1	1	2	2		2		2	8	2				1	2	3	3		15	12	7			34				
南丹市	6	7	1	2	1	2	1	1	1		6	3				2	10	2		1	17	20	6			43				
京丹波町	1	4	2	3	1	1		2	1		8	2				1	3				1	11	9	2			22			
綾部市	5	7	1		1	2			1	1	4	2	1				3		1	1	12	12	5			29				
福知山市	5	4	3		1	2	2	2	4		11	3	1	1	1	1	6	2			2	23	13	5			41			
舞鶴市	6	2	2			2	1	3	2		8	2				1	11		1		15	16	3			34				
宮津市	5	1	4	2	2	1	2	4	1	1	16	2				3	1	2	3	1	26	8	1			35				
京丹後市	4	5	3	7	2		4		1	1	14	9				3	11	6	1	1	29	25	3			57				
伊根町		1	1							1						2	5				3	6				9				
与謝野町	3	2	1			1					2					1	3	2	2	2	12	5	3			20				
地域定めず																					5		5				5			
合計	94	80	45	8	41	8	37	9	11	1	34	8	18	1	12	1	198	36	7	2	12	18	68	21	16	15	5371	201		
	174	63	49	46	12	42	19	13	234	7	14	86		21	16	20	572			67		2	641							

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含まない。

京都の文化財（第二十四集）

平成十九年三月発行

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集
京都府教育庁指導部

文化財保護課